

保健福祉委員会

令和8年3月13日

【議案】

- (1) 議案第10号 葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例 (高齢者支援課長)
- (2) 議案第11号 葛飾区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例 (子育て施設支援課長)
- (3) 議案第23号 葛飾区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
(障害福祉課長)
- (4) 議案第24号 葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部
を改正する条例 (保育課長)
- (5) 議案第25号 葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(保育課長)
- (6) 議案第31号 葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例 (介護保険課長)

【庶務報告】

1 一般

〔健康部・子育て支援部・児童相談部共通〕

- (1) こども家庭センター機能の整備について (子ども家庭支援課長)

〔福祉部〕

- (1) 特別区区民葬儀における助成制度の創設について (福祉管理課長)
- (2) 認知症施策推進事業について (高齢者支援課長)
- (3) シルバーパス購入費助成事業について (高齢者支援課長)
- (4) ウェルピアかつしか保全工事について (障害者施設課長)
- (5) 令和8年度国民健康保険料(案)について (国保年金課長)
- (6) 生業扶助費及び住宅維持費並びに収入認定に係る処分取消等請求事件について
(東生活課長)
- (7) 損害賠償請求事件について (東生活課長)

〔健康部〕

- (1) 住宅宿泊事業及び旅館業の適正な運営の推進に係る今後の取組について
(生活衛生課長)
- (2) 令和8年度健康診査等の変更について (健康推進課長)
- (3) 妊婦向けRSウイルス感染症の予防接種について (保健予防課長)

〔子育て支援部〕

- (1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
(子育て政策課長)
- (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る代用計画の策定について
(子ども・若者担当課長)
- (3) 児童育成支援拠点事業費助成の実施について
(子ども・若者担当課長)
- (4) 私立保育施設に対する補助事業の拡大等について
(子育て施設支援課長)
- (5) 家庭的保育事業所の廃止について
(子育て施設支援課長)

〔児童相談部〕

- (1) 社会的養護自立支援拠点事業の実施について
(児童相談課長)

議案第10号	関係資料	
福	祉	部
令和8年3月13日		

葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例

高齢者支援課

1 制定理由

認知症になってもいつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らし続けることができる葛飾を実現するため、認知症と共に生きるまちづくりに関する基本理念等を定めるもの

2 概要

- (1) 基本理念について定めること。
- (2) 区の役割について定めること。
- (3) 区民の役割について定めること。
- (4) 事業者の役割について定めること。
- (5) 関係機関の役割について定めること。
- (6) 計画の策定について定めること。

3 葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例（素案）に対する区民意見提出手続き（パブリック・コメント手続）の実施結果について

別紙1のとおり

4 葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例（素案）からの変更点について

別紙2のとおり

5 施行日

公布の日

葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例（素案）に対する区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

1 閲覧・意見提出期間

令和7年12月15日（月）～令和8年1月13日（火）

2 閲覧資料

葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例（素案）

3 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所（6か所）、区民サービスコーナー（3か所）、図書館（中央館、地域館、地区館。改修工事中の図書館を除く12か所。中央図書館は令和8年1月3日（土）から1月13日（火）まで）、男女平等推進センター、福祉管理課・くらしのまるごと相談課、福祉総合窓口、高齢者総合相談センター（14か所）、シニア活動支援センター、ウェルピアかつしか、東生活課、健康プラザかつしか、保健センター（3か所）、葛飾区社会福祉協議会 計47か所

また、区公式ホームページから閲覧できるようにした。

4 提出された意見

意見提出者3人、意見数6件

うち、子どもへの意見聴取で提出された意見提出者1人、意見数1件

5 提出された意見の内訳

- | | |
|------------|----|
| （1）条例全般 | 2件 |
| （2）第1条目的 | 1件 |
| （3）第4条区の役割 | 3件 |

6 提出された意見と区の考え方

別添のとおり

葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例（素案）に対する区民の意見と区の考え方

【取扱いについて】 ◎：意見を反映するもの ○：条例（素案）に入っているもの □：意見・要望として伺うもの

※ No. 1のご意見は子どもへの意見聴取においていただいたご意見です。

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
1	条例全般	おもしろい	□	認知症のある方もそうでない方も区民一人一人が相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になってもいつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らし続けることができる葛飾の実現に向けて、認知症施策を推進してまいります。
2	第1条 目的	認知症の人の意思決定支援と権利擁護が保証される必要があるため、条例の目的に「認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思が尊重され」と加えることを要望します。	◎	ご意見を踏まえ、条例に反映いたします。
3	第4条 区の役割	条例の区の「役割」を「責務」にしてください。	□	本条例に基づく認知症施策の推進に当たっては、行政だけが主体となるのではなく、区民や事業者、関係機関もそれぞれが主体となり、葛飾区全体で協働することが重要であると考えております。そのため、区についても区民や関係機関等と同様に「役割」としてしております。
4	第4条 区の役割	第4条2に「区は認知症施策の実施にあたり、本人及びその家族の意見を聴くこと」を入れてください。	○	本条例は認知症に係る基本的な理念等を定める条例として制定し、具体的な認知症施策は（仮称）葛飾区認知症施策推進計画において進めていく予定です。 そのため、本人及びその家族の意見を聴くことについては、条例第8条第2項において、「区は、区計画の策定及び変更に当たっては、認知症の人及び家族等その他の関係者の意見を反映させるよう努めるものとする。」と規定しております。
5	第4条 区の役割	家族、事業者及び関係者への支援、意思決定支援、権利擁護、（仮称）認知症施策推進計画の評価を聞く委員会の設置など、区の役割を条例の中に明確にしたほうが分かりやすいため明記してください。	□	本条例は認知症に係る基本的な理念等を定める条例として制定し、具体的な認知症施策は（仮称）葛飾区認知症施策推進計画において進めていく予定です。 第4条「区の役割」として「認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、」と規定しており、いただいたご意見の内容は（仮称）葛飾区認知症施策推進計画に掲載しております。 また、計画の推進に当たっては、学識経験者、認知症のある方及びその家族、医師会等の関係機関等により構成する「葛飾区認知症施策推進委員会」を設置し、様々な立場の委員から幅広く意見を伺う予定です。
6	条例全般	理念条例のため具体案が不足しています。介護保険が受けられない場合、区独自の支援策として施設利用や用品購入時の助成、受給の条件、違反時の返還や罰則などを定めるべきです。	□	本条例は認知症に係る基本的な理念等を定める条例として制定し、具体的な認知症施策は（仮称）葛飾区認知症施策推進計画において進めていく予定です。 いただいたご意見は、区の認知症施策に対するご意見・ご要望としてお聴きし、今後の参考とさせていただきます。

葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例（素案）との対照表

素案	議案
<p>(前文)</p> <p>人生 100 年時代が間近に迫る今、いつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らし続けられることは、全ての区民の願いです。</p> <p>認知症は誰にとっても身近なものであり、認知症になったからといって、その人自身が何も<u>わからなくなる</u>、何もできなくなるわけではありません。認知症と共に生きる時間は、かけがえのない人生の一部であり、一人一人が持つ個性や能力、そして「できること、やりたいこと」は尊重されなければなりません。</p> <p>認知症になっても自分らしくいきいきと暮らし続けられる葛飾であるために、私たちは、認知症に向き合い、認知症を知り、認知症の人と<u>家族</u>の思いを理解し、共に生きる地域の一員として支え合うことが必要となります。</p> <p>私たちは、認知症の人もそうでない人も区民一人一人が相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく、<u>安心して暮らし続けることができる</u>葛飾を実現するために、この条例を制定します。</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>認知症の人の意思が尊重され、その人らしく生きられる地域共生社会の実現に向けた</u></p>	<p>(前文)</p> <p>人生 100 年時代が間近に迫る今、いつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと<u>安心して暮らし続けることは</u>、全ての区民の願いです。</p> <p>認知症は誰にとっても身近なものであり、認知症になったからといって、その人自身が何も<u>分からなくなる</u>、何もできなくなるわけではありません。認知症と共に生きる時間は、かけがえのない人生の一部であり、一人一人が持つ個性や能力、そして「できること、やりたいこと」は尊重されなければなりません。</p> <p>認知症になっても<u>いつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らし続けることができる</u>葛飾であるために、私たちは、認知症に向き合い、認知症を知り、認知症の人と<u>その家族</u>の思いを理解し、共に生きる地域の一員として支え合うことが必要となります。</p> <p>私たちは、認知症の人もそうでない人も区民一人一人が相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になっても<u>いつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らし続けることができる</u>葛飾を実現するために、この条例を制定します。</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思が尊重され、その人らしく</u></p>

<p>基本理念を定め、葛飾区（以下「区」という。）、区民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることにより、認知症と共に生きるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。</p> <p>(2) 区民 <u>葛飾区内</u>に在住し、在学し、在勤する者をいう。</p> <p>(3) 事業者 <u>葛飾区内</u>で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。</p> <p>(4) 関係機関 <u>葛飾区内</u>で医療又は介護を提供する事業所その他の認知症の人及び家族等の支援に関わる機関をいう。</p> <p>(5) 家族等 認知症の人の家族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 区、区民、事業者及び関係機関は、認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、それぞれの役割を果たし、認知症の人のもそうでない人も区民一人一人が相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になっ</p>	<p>生きられる地域共生社会の実現に向けた基本理念を定め、葛飾区（以下「区」という。）、区民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることにより、認知症と共に生きるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。</p> <p>(2) 区民 <u>区内</u>に在住し、在学し、<u>又は</u>在勤する者をいう。</p> <p>(3) 事業者 <u>区内</u>で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。</p> <p>(4) 関係機関 <u>区内</u>で医療又は介護を提供する事業所その他の認知症の人及び家族等の支援に関わる機関をいう。</p> <p>(5) 家族等 認知症の人の家族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 区、区民、事業者及び関係機関は、認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、それぞれの役割を果たし、認知症の人のもそうでない人も区民一人一人が相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になっ</p>
--	---

<p>ても住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けることができる葛飾の実現を目指すものとする。</p> <p>(区の役割)</p> <p>第4条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、国、東京都（以下「都」という。）、他の地方公共団体、区民、事業者及び関係機関と連携を図りながら、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが自分らしく<u>生きられる</u>共生社会を実現するよう取り組むものとする。</p> <p>(区民の役割)</p> <p>第5条 区民は、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>2 区民は、認知症の人及び家族等が安心して暮らすことができるよう、互いに支え合い、地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>3 区民は、国、都及び区の認知症施策並びに事業者及び関係機関が実施する取組に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、その従業者が認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深められる機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、認知症の人及び家族等が働きやすい環境の整備に努めるとともに、就労の継続のために必要な配慮をするよう努めるものとする。</p>	<p>ても<u>いつまでも</u>住み慣れた地域で自分らしく<u>いきいき</u>と安心して暮らし続けることができる葛飾の実現を目指すものとする。</p> <p>(区の役割)</p> <p>第4条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、国、東京都（以下「都」という。）、他の地方公共団体、区民、事業者及び関係機関と連携を図りながら、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが自分らしく<u>生きることができる</u>共生社会を実現するよう取り組むものとする。</p> <p>(区民の役割)</p> <p>第5条 区民は、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>2 区民は、認知症の人及び家族等が安心して暮らすことができるよう、互いに支え合い、地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>3 区民は、国、都及び区の認知症施策並びに事業者及び関係機関が実施する取組に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、その従業者が認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深められる機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、認知症の人及び家族等が働きやすい環境の整備に努めるとともに、就労の継続のために必要な配慮をするよう努めるものとする。</p>
---	--

<p>る。</p> <p>3 事業者は、サービスの提供に当たり、認知症の人の意向を重視し、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。</p> <p>4 事業者は、国、都及び区の認知症施策並びに区民及び関係機関が実施する取組に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(関係機関の役割)</p> <p>第7条 関係機関は、認知症の人及び家族等の状態に応じて、適切なサービスが提供できるよう相互間の連携に努めるものとする。</p> <p>2 関係機関は、その専門性を生かし、地域に向けた認知症の理解促進及び啓発等に関する取組を実施するよう努めるものとする。</p> <p>3 関係機関は、国、都及び区の認知症施策並びに区民及び事業者が実施する取組に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(計画の策定)</p> <p>第8条 区は、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、区の認知症施策に関する計画(以下「区計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 区計画の策定及び変更に当たっては、認知症の人及び家族等その他の関係者の意見を反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 区は、区計画に掲げる施策の状況について定期的に評価し、必要に応じて見直しを行うものとする。</p>	<p>る。</p> <p>3 事業者は、サービスの提供に当たり、認知症の人の意向を重視し、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。</p> <p>4 事業者は、国、都及び区の認知症施策並びに区民及び関係機関が実施する取組に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(関係機関の役割)</p> <p>第7条 関係機関は、認知症の人及び家族等の状態に応じて、適切なサービスが提供できるよう相互間の連携に努めるものとする。</p> <p>2 関係機関は、その専門性を生かし、地域に向けた認知症の理解促進、啓発等に関する取組を実施するよう努めるものとする。</p> <p>3 関係機関は、国、都及び区の認知症施策並びに区民及び事業者が実施する取組に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(計画の策定)</p> <p>第8条 区は、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、区の認知症施策に関する計画(以下「区計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 <u>区は、</u>区計画の策定及び変更に当たっては、認知症の人及び家族等その他の関係者の意見を反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 区は、区計画に掲げる施策の実施状況について定期的に評価し、必要に応じて見直しを行うものとする。</p>
--	--

<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、<u>令和8年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、<u>公布の日</u>から施行する。</p>
--	--

葛飾区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

子育て施設支援課

1 制定理由

令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、本区は令和8年4月1日から、乳児等通園支援事業を開始することを予定している。

このことから、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、葛飾区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）を制定するもの

2 概要

条例で定める基準は、国の基準である「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「国基準」という。）」の定めるところによるものとする。主な基準は以下のとおりである。

- (1) 利用定員を定めること。（国基準第3条）
- (2) 利用の申込みを受けた後、子ども及びその保護者の心身の状況及び子どもの養育環境を把握するため、保護者との面談を行うこと。
（国基準第4条）
- (3) 子ども及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の的確な把握に努め、子ども及びその保護者からの相談に応じるとともに、必要な助言等を行うこと。（国基準第16条）

3 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）

別紙のとおり

4 施行日

令和8年4月1日

令和七年内閣府令第九十五号

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十四条の三において準用する同法第四十六条第三項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
 - 第一節 利用定員に関する基準（第三条）
 - 第二節 運営に関する基準（第四条―第三十二条）
- 第三章 雑則（第三十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）に係る法第五十四条の三において準用する法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の規定による基準
- 二 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条から第六条まで、第十二条、第十四条、第二十三条から第二十五条まで及び第三十条の規定による基準
- 三 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

（一般原則）

第二条 特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

第三条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第五十四条の二第一項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

第二節 運営に関する基準

（面談）

第四条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第十九条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第一項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第五条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第七条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第八条 特定乳児等通園支援事業者は、法第三十条の十五第一項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第九条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第五十六条第一項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第十条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第十二条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第三十条の二十第五項（法第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第三十条の二十第三項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文具具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

二 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用

四 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第二項及び第三項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第三項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第十三条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第十四条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第十五条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第十六条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第十七条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第十八条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第十九条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第二十二条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

-
- 一 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - 二 その提供する特定乳児等通園支援の内容
 - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 四 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - 五 第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - 六 第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員
 - 七 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第二十条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第二十一条 特定乳児等通園支援事業者は、第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。
(掲示等)

第二十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。
(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第二十三条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第十二条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止)

第二十四条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(秘密保持等)

第二十五条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。
(情報の提供等)

第二十六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
(利益供与等の禁止)

第二十七条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
(苦情解決)

第二十八条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第三十条の十三において準用する法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第二十九条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第三十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十四条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- 二 第十一条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- 三 第十八条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章 雑則

(電磁的記録等)

第三十三条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又は口に掲げるもの

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第二項から第五項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項」とあるのは「第六項において準用する第二項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の公布の日から令和八年三月三十一日までの間においては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第一条の規定（同法附則第一条第五号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この府令に規定する基準は、当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができる。

葛飾区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

障害福祉課
保健予防課

1 改正理由

本区の心身障害者福祉手当の受給者は、障害児の場合、その者の保護者としている。本手当は障害者本人の福祉の増進を目的とするものであるため、国の制度である障害児福祉手当と同様、受給者を障害児本人とするほか、所要の改正を行うもの

2 改正概要

条例第3条の規定に基づく、手当の支給要件の改正

- (1) 現行の支給対象者「障害者及び保護者（その者の扶養する障害児が葛飾区の区域内に住所を有する場合に限る。）」から「障害者及び障害児（保護者が葛飾区の区域内に住所を有する場合に限る。）」に変更する。（第3条第1項）
- (2) 手当を支給しない要件に、葛飾区難病患者福祉手当条例に基づく難病患者福祉手当が支給されているときを加える。（第3条第2項第5号）

3 新旧対照表（改正部分一部抜粋）

別紙のとおり

4 施行期日

令和8年4月1日

葛飾区心身障害者福祉手当条例新旧対照表 該当部分抜粋

現 行	改正案
<p>(支給要件)</p> <p>第3条 心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）は、障害者及び<u>保護者（その者の扶養する障害児</u>が葛飾区の区域内に住所を有する場合に限る。）で葛飾区の区域内に住所を有するものに支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>受給資格の認定（以下「認定」という。）に係る</u>障害児について葛飾区児童育成手当条例（昭和46年葛飾区条例第28号）第5条第1項に規定する障害手当が支給されているとき。</p> <p>(3) 障害者又は<u>認定に係る</u>障害児が規則で定める施設に入所しているとき。</p> <p>(4) 障害者（規則で定める者を除く。）が65歳に達する日の前日までに認定の申請を行わなかったとき。</p> <p>3 (略)</p> <p>(手当の額等)</p> <p>第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、次の各号に掲げる者1人について、当該各号に定める額とする。</p> <p>(略)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 第3条第2項第1号、第3号及び第4号の規定は、前項に規定する手当について準用する。この場合において、第3条第2項第4号中「<u>認定の申請を行わなかったとき</u>」とあるのは「別表第2に定める程度の障害で東京都知事が定めるところにより愛の手帳の交付を受けなかったとき又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けなかったとき」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(支給期間)</p> <p>第6条 手当は、認定の申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月（<u>保護者の受給資格がその者の扶養する障害児が20歳に達するため消滅する場合は、当該受給資格が消滅する日の属する月の前月</u>）まで支給する。ただし、次条の適用を受けることができる者については、この限りでない。</p> <p>第7条～第16条 (略)</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第3条 心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）は、障害者及び<u>障害児（保護者</u>が葛飾区の区域内に住所を有する場合に限る。）で葛飾区の区域内に住所を有するものに支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害児について葛飾区児童育成手当条例（昭和46年葛飾区条例第28号）第5条第1項に規定する障害手当が支給されているとき。</p> <p>(3) 障害者又は障害児が規則で定める施設に入所しているとき。</p> <p>(4) 障害者（規則で定める者を除く。）が65歳に達する日の前日までに<u>受給資格の認定（以下「認定」という。）</u>の申請を行わなかったとき。</p> <p><u>(5) 障害者又は障害児について葛飾区難病患者福祉手当条例（昭和53年葛飾区条例第3号）に基づく難病患者福祉手当が支給されているとき。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(手当の額等)</p> <p>第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、次の各号に掲げる<u>区分に応じ</u>、当該各号に定める額とする。</p> <p>(略)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 第3条第2項第1号、第3号及び第4号の規定は、前項に規定する手当について準用する。この場合において、第3条第2項第4号中「<u>受給資格の認定（以下「認定」という。）</u>の申請を行わなかったとき」とあるのは「別表第2に定める程度の障害で東京都知事が定めるところにより愛の手帳の交付を受けなかったとき又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けなかったとき」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(支給期間)</p> <p>第6条 手当は、認定の申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、次条の適用を受けることができる者については、この限りでない。</p> <p>第7条～第16条 (略)</p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 改正後の第3条第1項及び第2項第5号並びに第6条の規定は、この条例の施行の日以後の受給資格の認定の申請に係る心身障害者福祉手当の支給について適用し、同日前の受給資格の認定の申請に係る心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。</p>

葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

保 育 課

1 改正理由

令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、本区は令和8年4月1日から乳児等通園支援事業を開始することを予定している。

このことから、法第82条の規定に基づく過料に関し必要な事項を定めるもの

2 改正内容

過料を科する対象に乳児等通園支援事業を利用する者等を追加するもの

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定期日

令和8年4月1日

葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例 新旧対照表

現 行	改正案
<p>○葛飾区子ども子育て支援法に基づく過料に関する条例 平成27年3月27日 条例第6号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第82条の規定に基づく過料に関し必要な事項を定めるものとする。 (令5条例16・一部改正) (過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第10条の5若しくは法第13条（法第30条の3において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは</p>	<p>○葛飾区子ども子育て支援法に基づく過料に関する条例 平成27年3月27日 条例第6号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第82条の規定に基づく過料に関し必要な事項を定めるものとする。 (令5条例16・一部改正) (過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第10条の5若しくは法第13条（<u>法第30条の3及び第30条の13</u>において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（<u>法第30条の3及び第30条の13</u>において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の</p>

<p>提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者 (令元条例24・令7条例12・一部改正)</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。</p> <p>付 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (令和元年9月25日条例第24号) この条例は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>付 則 (令和5年3月29日条例第16号) この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (令和7年3月27日条例第12号) この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 法第23条第2項若しくは第4項、<u>法第24条第2項又は法第30条の18第2項</u>の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者 (令元条例24・令7条例12・一部改正)</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。</p> <p>付 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (令和元年9月25日条例第24号) この条例は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>付 則 (令和5年3月29日条例第16号) この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (令和7年3月27日条例第12号) この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>
--	---

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

保 育 課

1 改正理由

令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、本区は令和8年4月1日から、乳児等通園支援事業を開始することを予定している。

このことから、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を葛飾区保育所で実施すること等について改正するもの

2 改正内容

葛飾区保育所が行う事業に乳児等通園支援事業を追加し、その利用料金について、1時間当たり300円の範囲内において規則で定める額とするもの

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定期日

令和8年4月1日

葛飾区保育所の設置等に関する条例 新旧対照表

現 行	改正案
<p>○葛飾区保育所の設置等に関する条例 昭和36年4月1日 条例第6号 (設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第35条第3項の規定に基づき、葛飾区保育所(以下「保育所」という。)を別表のとおり設置する。 (平10条例22・平10条例62・一部改正)</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 保育所は、次の事業を行う。 (1) 法第24条第1項の規定による保育 (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(これらの日のうち、次号に規定する年末年始の日を除く。)における次に掲げる児童に対する保育(以下「休日保育」という。)</p> <p>ア 保護者の就労、出産、傷病その他の事由により保育を必要とする児童</p> <p>イ アに定めるもののほか、葛飾区長(以下「区長」という。)が保育を必要と認める児童</p> <p>(3) 年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)における次に掲げる児童に対する保育(以下「年末年始保育」</p>	<p>○葛飾区保育所の設置等に関する条例 昭和36年4月1日 条例第6号 (設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第35条第3項の規定に基づき、葛飾区保育所(以下「保育所」という。)を別表のとおり設置する。 (平10条例22・平10条例62・一部改正)</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 保育所は、次の事業を行う。 (1) 法第24条第1項の規定による保育 (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(これらの日のうち、次号に規定する年末年始の日を除く。)における次に掲げる児童に対する保育(以下「休日保育」という。)</p> <p>ア 保護者の就労、出産、傷病その他の事由により保育を必要とする児童</p> <p>イ アに定めるもののほか、葛飾区長(以下「区長」という。)が保育を必要と認める児童</p> <p>(3) 年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)における次に掲げる児童に対する保育(以下「年末年始保育」</p>

<p>という。)</p> <p>ア 保護者の就労、出産、傷病その他の事由により保育を必要とする児童</p> <p>イ アに定めるもののほか、区長が保育を必要と認める児童</p> <p>(4) 病気の回復期にあるために保育所等における通常の保育（第1号に規定する保育等をいう。）が困難であり、かつ、保護者の就労、出産、傷病その他のやむを得ない事由により家庭において保育を受けることが困難な児童に対する保育（以下「病後児保育」という。）</p> <p>(5) 保護者の出産、傷病その他の事由により緊急かつ一時的に保育を必要とする児童に対する保育（以下「緊急一時保育」という。）</p> <p>(6) 保護者の子育てに伴う心身の疲労の解消その他の事由により一時的に保育を必要とする児童に対する保育（以下「一時保育」という。）</p> <p><u>(7) その他区長が子育て支援のため必要があると認める事業</u></p> <p>2 前項第2号に規定する休日保育のうち同号イに掲げる児童に対する保育は同号アに掲げる児童に対する保育に、同項第3号に規定する年末年始保育のうち同号イに掲げる児童に対する保育は同号アに掲げる児童に対する保育に支障のない範囲で行う。</p> <p>3 第1項第5号に規定する緊急一時保育及び同項第7号に規定する事業は、同項第1号に規定する保</p>	<p>という。)</p> <p>ア 保護者の就労、出産、傷病その他の事由により保育を必要とする児童</p> <p>イ アに定めるもののほか、区長が保育を必要と認める児童</p> <p>(4) 病気の回復期にあるために保育所等における通常の保育（第1号に規定する保育等をいう。）が困難であり、かつ、保護者の就労、出産、傷病その他のやむを得ない事由により家庭において保育を受けることが困難な児童に対する保育（以下「病後児保育」という。）</p> <p>(5) 保護者の出産、傷病その他の事由により緊急かつ一時的に保育を必要とする児童に対する保育（以下「緊急一時保育」という。）</p> <p>(6) 保護者の子育てに伴う心身の疲労の解消その他の事由により一時的に保育を必要とする児童に対する保育（以下「一時保育」という。）</p> <p><u>(7) 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業</u></p> <p><u>(8) その他区長が子育て支援のため必要があると認める事業</u></p> <p>2 前項第2号に規定する休日保育のうち同号イに掲げる児童に対する保育は同号アに掲げる児童に対する保育に、同項第3号に規定する年末年始保育のうち同号イに掲げる児童に対する保育は同号アに掲げる児童に対する保育に支障のない範囲で行う。</p> <p>3 第1項第5号に規定する緊急一時保育、<u>同項第7号に規定する乳児等通園支援事業及び同項第8号</u></p>
---	---

<p>育に支障のない範囲で行う。 (平10条例22・全改、 平14条例25・平15条 例35・平17条例2・平 27条例20・一部改正)</p> <p>(開所時間)</p> <p>第3条 保育所の開所時間は、葛飾 区規則(以下「規則」という。)で 定める。 (平10条例22・追加、 平10条例62・一部改正)</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 保育所の休所日は、次のと おりとする。ただし、区長は、特 に必要があると認めるときは、こ れを変更し、又は臨時に休所日を 定めることができる。</p> <p>(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規 定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月 3日までの日(前号に規定する日 を除く。)</p> <p>2 休日保育又は年末年始保育は、 前項に規定する休所日において も、行うことができる。 (平10条例22・追加、 平17条例2・一部改正)</p> <p>(休日保育等の承認及び取消し)</p> <p>第5条 第2条第1項第2号から第 6号までに規定する保育(以下「休 日保育等」という。)を受けよう とする児童の保護者は、規則で定め るところにより区長に申請し、そ の承認を受けなければならない。</p>	<p>に規定する事業は、同項第1号に 規定する保育に支障のない範囲で 行う。 (平10条例22・全改、 平14条例25・平15条 例35・平17条例2・平 27条例20・一部改正)</p> <p>(開所時間)</p> <p>第3条 保育所の開所時間は、葛飾 区規則(以下「規則」という。)で 定める。 (平10条例22・追加、 平10条例62・一部改正)</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 保育所の休所日は、次のと おりとする。ただし、区長は、特 に必要があると認めるときは、こ れを変更し、又は臨時に休所日を 定めることができる。</p> <p>(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規 定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月 3日までの日(前号に規定する日 を除く。)</p> <p>2 休日保育又は年末年始保育は、 前項に規定する休所日において も、行うことができる。 (平10条例22・追加、 平17条例2・一部改正)</p> <p>(休日保育等の承認及び取消し)</p> <p>第5条 第2条第1項第2号から第 6号までに規定する保育又は同項 第7号に規定する乳児等通園支援 事業(以下「休日保育等」という。)を受けようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなけ</p>
--	--

<p>2 区長は、休日保育等を行うことを不相当と認めるときは、規則で定めるところにより、前項の承認を取り消すことができる。</p> <p>(平10条例22・追加、平14条例25・平17条例2・一部改正)</p> <p>(<u>休日保育、年末年始保育及び病後児保育の保育料</u>)</p> <p>第6条 前条第1項の規定により休日保育、年末年始保育又は病後児保育の承認を受けた者は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の<u>保育料</u>を納付しなければならない。</p> <p>(1) 休日保育又は年末年始保育の承認を受けた者 日額6,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 病後児保育の承認を受けた者 日額2,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>2 区長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項第2号に定める保育料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(平10条例22・追加、平14条例25・平17条例2・令7条例42・一部改正)</p>	<p>ればならない。</p> <p>2 区長は、休日保育等を行うことを不相当と認めるときは、規則で定めるところにより、前項の承認を取り消すことができる。</p> <p>(平10条例22・追加、平14条例25・平17条例2・一部改正)</p> <p>(<u>休日保育、年末年始保育、病後児保育及び乳児等通園支援事業の保育料等</u>)</p> <p>第6条 前条第1項の規定により休日保育、年末年始保育、<u>病後児保育又は乳児等通園支援事業</u>の承認を受けた者は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の<u>保育料等</u>を納付しなければならない。</p> <p>(1) 休日保育又は年末年始保育の承認を受けた者 日額6,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 病後児保育の承認を受けた者 日額2,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(3) <u>乳児等通園支援事業の利用に係る承認を受けた者 時間額300円を超えない範囲内において規則で定める額</u></p> <p>2 区長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項第2号に定める保育料又は<u>同項第3号に定める利用料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(平10条例22・追加、平14条例25・平17条例2・令7条例42・一部改正)</p>
--	---

<p>(緊急一時保育及び一時保育の保育料)</p> <p>第7条 緊急一時保育及び一時保育に係る保育料は、0円とする。 (令7条例42・追加)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (平10条例22・旧第3条繰下・一部改正、令7条例42・旧第7条繰下)</p> <p>付 則 この条例は、昭和36年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (中間省略)</p> <p>付 則 (平成10年12月14日条例第62号)</p> <p>この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成14年3月29日条例第25号)</p> <p>この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成15年6月26日条例第35号)</p> <p>この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。 (平成16年規則第4号で平成16年2月1日から施行)</p> <p>付 則 (平成17年3月1日条例第2号)</p> <p>この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。 (平成17年規則第53号で平成17年6月1日から施行)</p> <p>付 則 (平成21年6月24日条例第27号)</p>	<p>(緊急一時保育及び一時保育の保育料)</p> <p>第7条 緊急一時保育及び一時保育に係る保育料は、0円とする。 (令7条例42・追加)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (平10条例22・旧第3条繰下・一部改正、令7条例42・旧第7条繰下)</p> <p>付 則 この条例は、昭和36年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (中間省略)</p> <p>付 則 (平成10年12月14日条例第62号)</p> <p>この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成14年3月29日条例第25号)</p> <p>この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成15年6月26日条例第35号)</p> <p>この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。 (平成16年規則第4号で平成16年2月1日から施行)</p> <p>付 則 (平成17年3月1日条例第2号)</p> <p>この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。 (平成17年規則第53号で平成17年6月1日から施行)</p> <p>付 則 (平成21年6月24日条例第27号)</p>
--	--

<p>この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。</p> <p>(平成21年規則第57号で平成22年1月1日から施行)</p> <p>付 則 (平成23年12月15日条例第39号)</p> <p>この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。</p> <p>(平成24年規則第3号で別表葛飾区小合保育園に係る部分は平成24年4月1日から施行)</p> <p>(平成24年規則第40号で別表葛飾区南高砂保育園の項及び葛飾区東高砂保育園の項を削る改正規定並びに同表に葛飾区新高砂保育園の項を加える改正規定に係る部分は平成24年7月1日から施行)</p> <p>付 則 (平成27年3月27日条例第20号)</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成27年12月14日条例第59号)</p> <p>この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。</p> <p>(平成28年規則第11号で平成28年3月22日から施行。ただし、別表葛飾区亀が岡保育園の項の改正規定及び同表葛飾区新小岩保育園の項の改正規定は、平成28年3月28日から施行)</p> <p>付 則 (平成30年3月28日条例第13号)</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成31年2月27日条例第1号)</p> <p>この条例中別表葛飾区亀が岡保育</p>	<p>この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。</p> <p>(平成21年規則第57号で平成22年1月1日から施行)</p> <p>付 則 (平成23年12月15日条例第39号)</p> <p>この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。</p> <p>(平成24年規則第3号で別表葛飾区小合保育園に係る部分は平成24年4月1日から施行)</p> <p>(平成24年規則第40号で別表葛飾区南高砂保育園の項及び葛飾区東高砂保育園の項を削る改正規定並びに同表に葛飾区新高砂保育園の項を加える改正規定に係る部分は平成24年7月1日から施行)</p> <p>付 則 (平成27年3月27日条例第20号)</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成27年12月14日条例第59号)</p> <p>この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。</p> <p>(平成28年規則第11号で平成28年3月22日から施行。ただし、別表葛飾区亀が岡保育園の項の改正規定及び同表葛飾区新小岩保育園の項の改正規定は、平成28年3月28日から施行)</p> <p>付 則 (平成30年3月28日条例第13号)</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成31年2月27日条例第1号)</p> <p>この条例中別表葛飾区亀が岡保育</p>
---	---

<p>園の項を削る改正規定は平成31年4月1日から、同表葛飾区東立石保育園の項の改正規定は同年3月25日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年6月21日 条例第21号）</p> <p>この条例は、令和元年10月15日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年10月11日 条例第43号）</p> <p>この条例中別表葛飾区新小岩保育園の項を削る改正規定及び同表葛飾区立石駅前保育園の項を削る改正規定は令和2年4月1日から、同表葛飾区南鎌倉保育園の項の改正規定は同年1月1日から施行する。</p> <p>付 則（令和3年2月26日 条例第3号）</p> <p>この条例中別表葛飾区東立石保育園の項を削る改正規定は令和3年4月1日から、同表葛飾区西亀有保育園の項の改正規定は同年3月22日から、同表葛飾区渋江保育園の項の改正規定は同年5月6日から施行する。</p> <p>付 則（令和4年3月30日 条例第12号）</p> <p>この条例は、令和4年7月19日から施行する。</p> <p>付 則（令和5年3月29日 条例第19号）</p> <p>この条例中別表葛飾区上平井保育園の項の改正規定及び同表葛飾区西亀有保育園の項を削る改正規定は令和5年4月1日から、同表葛飾区白鳥保育園の項の改正規定は同年7月18日から施行する。</p> <p>付 則（令和5年12月14</p>	<p>園の項を削る改正規定は平成31年4月1日から、同表葛飾区東立石保育園の項の改正規定は同年3月25日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年6月21日 条例第21号）</p> <p>この条例は、令和元年10月15日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年10月11日 条例第43号）</p> <p>この条例中別表葛飾区新小岩保育園の項を削る改正規定及び同表葛飾区立石駅前保育園の項を削る改正規定は令和2年4月1日から、同表葛飾区南鎌倉保育園の項の改正規定は同年1月1日から施行する。</p> <p>付 則（令和3年2月26日 条例第3号）</p> <p>この条例中別表葛飾区東立石保育園の項を削る改正規定は令和3年4月1日から、同表葛飾区西亀有保育園の項の改正規定は同年3月22日から、同表葛飾区渋江保育園の項の改正規定は同年5月6日から施行する。</p> <p>付 則（令和4年3月30日 条例第12号）</p> <p>この条例は、令和4年7月19日から施行する。</p> <p>付 則（令和5年3月29日 条例第19号）</p> <p>この条例中別表葛飾区上平井保育園の項の改正規定及び同表葛飾区西亀有保育園の項を削る改正規定は令和5年4月1日から、同表葛飾区白鳥保育園の項の改正規定は同年7月18日から施行する。</p> <p>付 則（令和5年12月14</p>
--	--

<p style="text-align: center;">日条例第 78 号)</p> <p>この条例は、令和 6 年 1 月 9 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則 (令和 7 年 6 月 23 日 条例第 42 号)</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 改正後の第 6 条及び第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る保育料について適用し、同日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。</p> <p>別表 (第 1 条関係)</p> <p>(昭 36 条例 9・昭 38 条例 27・昭 39 条例 34・昭 39 条例 44・昭 39 条例 52・昭 40 条例 28・昭 40 条例 36・昭 40 条例 46・昭 41 条例 9・昭 41 条例 25・昭 41 条例 42・昭 42 条例 12・昭 42 条例 25・昭 42 条例 43・昭 44 条例 15・昭 45 条例 3・昭 45 条例 35・昭 46 条例 10・昭 47 条例 19・昭 47 条例 43・昭 48 条例 14・昭 49 条例 25・昭 50 条例 9・昭 50 条例 62・昭 51 条例 7・昭 52 条例 11・昭 53 条例 7・昭 53 条例 29・昭 53 条例 35・昭 55 条例 10・昭 55 条例 26・昭 55 条例 43・昭 56 条例 48・昭 56 条例 62・昭 58 条例 35・平 15 条例 35・平 17 条例 2・平 21 条例 27・平 23 条例 39・平 27 条例 59・平 30 条例 1</p>	<p style="text-align: center;">日条例第 78 号)</p> <p>この条例は、令和 6 年 1 月 9 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則 (令和 7 年 6 月 23 日 条例第 42 号)</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 改正後の第 6 条及び第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る保育料について適用し、同日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>別表 (第 1 条関係)</p> <p>(昭 36 条例 9・昭 38 条例 27・昭 39 条例 34・昭 39 条例 44・昭 39 条例 52・昭 40 条例 28・昭 40 条例 36・昭 40 条例 46・昭 41 条例 9・昭 41 条例 25・昭 41 条例 42・昭 42 条例 12・昭 42 条例 25・昭 42 条例 43・昭 44 条例 15・昭 45 条例 3・昭 45 条例 35・昭 46 条例 10・昭 47 条例 19・昭 47 条例 43・昭 48 条例 14・昭 49 条例 25・昭 50 条例 9・昭 50 条例 62・昭 51 条例 7・昭 52 条例 11・昭 53 条例 7・昭 53 条例 29・昭 53 条例 35・昭 55 条例 10・昭 55 条例 26・昭 55 条例 43・昭 56 条例 48・昭 56 条例 62・昭 58 条例 35・平 15 条例 35・平 17 条例 2・平 21 条例 27・平 23 条例 39・平 27 条例 59・平 30 条例 1</p>
---	---

3・平31条例1・令元条例21・令元条例43・令3条例3・令4条例12・令5条例19・令5条例78・一部改正)

名称	位置
葛飾区小松保育園	東京都葛飾区新小岩二丁目14番9号
〃 白鷺保育園	〃 柴又三丁目30番9号
〃 双葉保育園	〃 東堀切一丁目15番16号
〃 青戸保育園	〃 青戸五丁目9番10号
〃 上平井保育園	〃 西新小岩四丁目33番2号 葛飾区子ども未来プラザ西新小岩内
〃 四つ木保育園	〃 四つ木三丁目5番6号
〃 小合保育園	〃 南水元三丁目3番11号
〃 木根川保育園	〃 東四つ木一丁目18番12号
〃 半田保育園	〃 東金町四丁目34番12号
〃 東新小岩保育園	〃 東新小岩四丁目7番13号
〃 南堀切保育園	〃 堀切一丁目23番3号
〃 小菅保育園	〃 小菅二丁目19番1号
〃 宝保保育園	〃 宝町一丁目12番10号
〃 住吉保育園	〃 高砂七丁目26番3号
〃 梅田保育園	〃 立石三丁目26番10号
〃 白鳥	〃 西亀有一丁目

3・平31条例1・令元条例21・令元条例43・令3条例3・令4条例12・令5条例19・令5条例78・一部改正)

名称	位置
葛飾区小松保育園	東京都葛飾区新小岩二丁目14番9号
〃 白鷺保育園	〃 柴又三丁目30番9号
〃 双葉保育園	〃 東堀切一丁目15番16号
〃 青戸保育園	〃 青戸五丁目9番10号
〃 上平井保育園	〃 西新小岩四丁目33番2号 葛飾区子ども未来プラザ西新小岩内
〃 四つ木保育園	〃 四つ木三丁目5番6号
〃 小合保育園	〃 南水元三丁目3番11号
〃 木根川保育園	〃 東四つ木一丁目18番12号
〃 半田保育園	〃 東金町四丁目34番12号
〃 東新小岩保育園	〃 東新小岩四丁目7番13号
〃 南堀切保育園	〃 堀切一丁目23番3号
〃 小菅保育園	〃 小菅二丁目19番1号
〃 宝保保育園	〃 宝町一丁目12番10号
〃 住吉保育園	〃 高砂七丁目26番3号
〃 梅田保育園	〃 立石三丁目26番10号
〃 白鳥	〃 西亀有一丁目

保育園	1 8 番 6 号	保育園	1 8 番 6 号
〃 渋谷 保育園	〃 東四つ木二丁目 1 5 番 1 1 号 葛飾区子ども未来プラザ東四つ木内	〃 渋谷 保育園	〃 東四つ木二丁目 1 5 番 1 1 号 葛飾区子ども未来プラザ東四つ木内
〃 細田 保育園	〃 細田四丁目 1 9 番 5 号	〃 細田 保育園	〃 細田四丁目 1 9 番 5 号
〃 二上 保育園	〃 東新小岩七丁目 1 7 番 3 号	〃 二上 保育園	〃 東新小岩七丁目 1 7 番 3 号
〃 南奥 戸保育園	〃 奥戸二丁目 3 0 番 1 1 号	〃 南奥 戸保育園	〃 奥戸二丁目 3 0 番 1 1 号
〃 南新 宿保育園	〃 新宿一丁目 2 3 番 4 号	〃 南新 宿保育園	〃 新宿一丁目 2 3 番 4 号
〃 新水 元保育園	〃 東水元三丁目 5 番 7 号	〃 新水 元保育園	〃 東水元三丁目 5 番 7 号
〃 南鎌 倉保育園	〃 鎌倉一丁目 7 番 3 号 葛飾区子ども未来プラザ鎌倉内	〃 南鎌 倉保育園	〃 鎌倉一丁目 7 番 3 号 葛飾区子ども未来プラザ鎌倉内
〃 幸田 保育園	〃 西水元二丁目 1 6 番 1 0 号	〃 幸田 保育園	〃 西水元二丁目 1 6 番 1 0 号
〃 堀切 保育園	〃 堀切一丁目 9 番 1 8 号	〃 堀切 保育園	〃 堀切一丁目 9 番 1 8 号
〃 道上 保育園	〃 亀有四丁目 2 4 番 1 1 号	〃 道上 保育園	〃 亀有四丁目 2 4 番 1 1 号
〃 小菅 東保育園	〃 小菅三丁目 1 0 番 3 2 号	〃 小菅 東保育園	〃 小菅三丁目 1 0 番 3 2 号
〃 会野 保育園	〃 奥戸五丁目 2 3 番 7 号	〃 会野 保育園	〃 奥戸五丁目 2 3 番 7 号
〃 西新 小岩保育園	〃 西新小岩三丁目 2 1 番 7 号	〃 西新 小岩保育園	〃 西新小岩三丁目 2 1 番 7 号
〃 東堀 切保育園	〃 東堀切二丁目 2 0 番 8 号	〃 東堀 切保育園	〃 東堀切二丁目 2 0 番 8 号
〃 花の 木保育園	〃 南水元三丁目 7 番 2 号	〃 花の 木保育園	〃 南水元三丁目 7 番 2 号
〃 中青 戸保育園	〃 青戸三丁目 8 番 8 号	〃 中青 戸保育園	〃 青戸三丁目 8 番 8 号
〃 東半 保育園	〃 東金町五丁目	〃 東半 保育園	〃 東金町五丁目

田保育園	28番1号	田保育園	28番1号
〃 かつみ保育園	〃 西新小岩二丁目1番3号	〃 かつみ保育園	〃 西新小岩二丁目1番3号
〃 南白鳥保育園	〃 白鳥三丁目2番1号	〃 南白鳥保育園	〃 白鳥三丁目2番1号
〃 小谷野しょうぶ保育園	〃 堀切四丁目60番1号	〃 小谷野しょうぶ保育園	〃 堀切四丁目60番1号
〃 新高砂保育園	〃 高砂四丁目1番49号	〃 新高砂保育園	〃 高砂四丁目1番49号

議案第31号 関係資料
福祉部
令和8年3月13日

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険課

1 改正理由

令和7年度税制改正において、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に引き上げる見直しが行われた。

国が介護保険料収入の減少を可能な限り防ぐ観点から、保険料の所得段階が変わりうる第1号被保険者については、令和8年度に限り、当該見直し前と同様の判定となるよう介護保険法施行令を改正したことに伴い、所要の改正を行うもの

2 改正概要

- (1) 給与等の収入金額が55万円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、令和8年度に限り、給与所得控除の最低保証額の引上げがなかったものとした場合の額を用いることとする。(付則第6条)
- (2) 第1号被保険者及びその世帯員において、給与所得控除額の引上げにより特別区民税が非課税となる者については、引き続き特別区民税が課税されているものとみなして、令和8年度の保険料率の算定を行う。(付則第7条)

3 参考資料

資料1のとおり

4 新旧対照表

資料2のとおり

5 施行期日

令和8年4月1日

令和7年度税制改正に伴う介護保険制度の対応

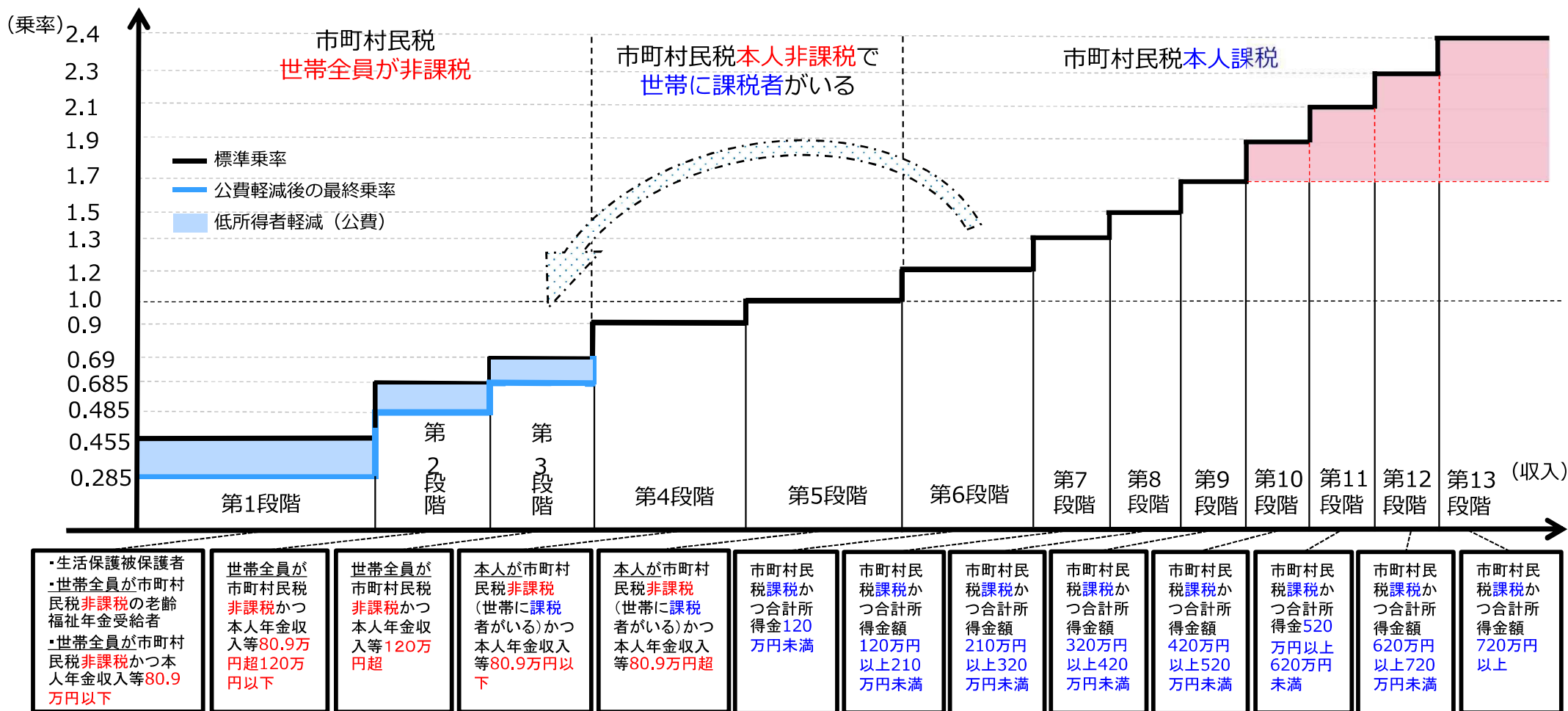
厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和7年度税制改正に伴う介護保険制度の対応について

- 令和7年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額の引き上げ（10万円：55万円→65万円）に伴い、介護保険制度においては、保険料段階を住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定しているため、保険料段階が下がる者が生じる等の影響が出る。
- **3年単位の計画期間（現在は令和6～8年度）中の保険者の想定しない保険料の収入不足を防ぐ観点から（※）、令和8年度の第1号保険料に限り、給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を遮断し、控除が従前のものとして保険料を算定する仕組みとしたい（合計所得金額等が変わらなければ令和7年度と同額の保険料となる）。**

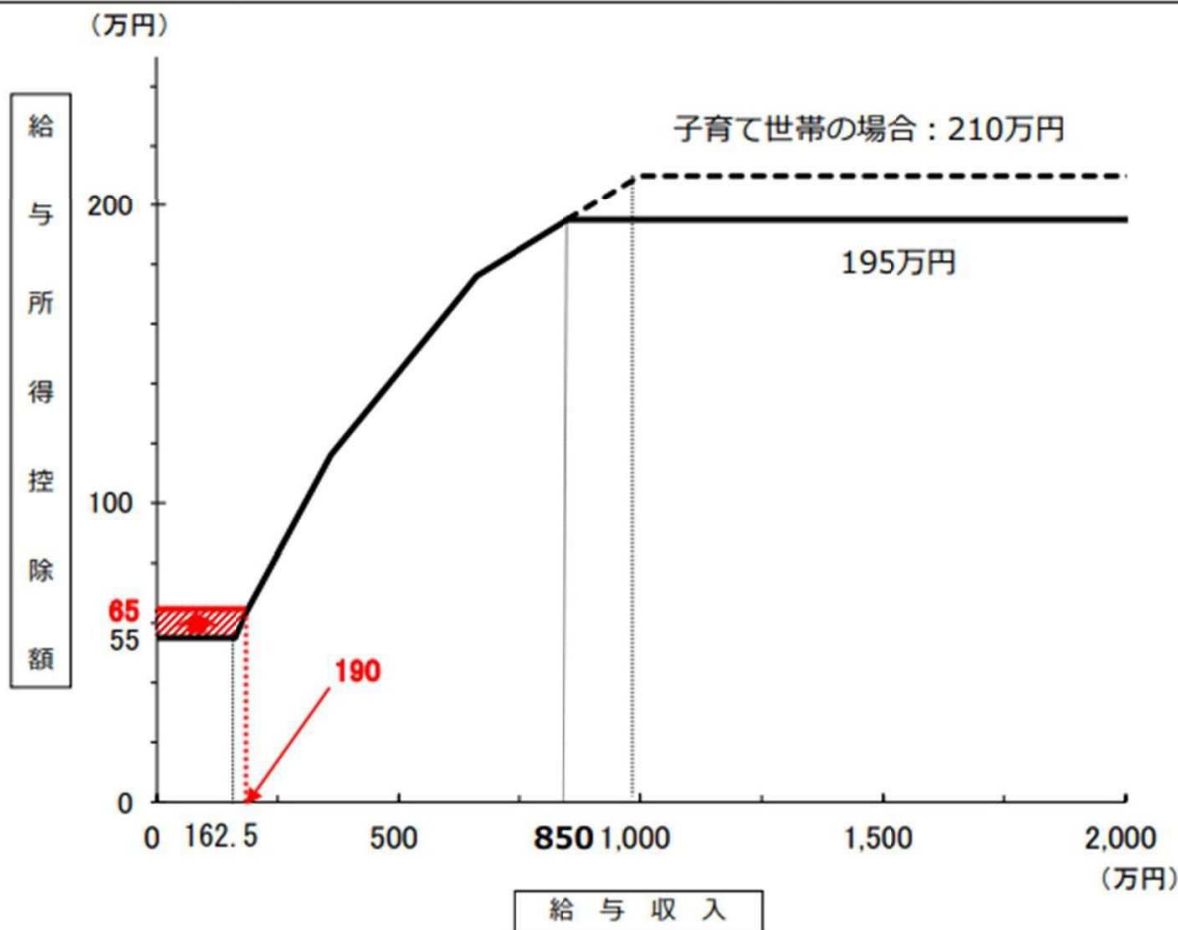
（※）厳密な推計は困難だが、粗い推計では、全被保険者ベースで保険料収入の1%程度の影響が出る可能性があり、また、保険者によって影響額は異なる。



給与所得控除の見直し(令和7年度税制改正)

第5回税制調査会(令和7年5月15日)
総務省説明資料抜粋

- 勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに勤務関係に特有の非独立的な役務提供、使用者による空間的・時間的な拘束といった諸点に着目して、給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨。
-「税制の抜本の見直しについての答申」(政府税制調査会 昭和61年10月)
- 給与所得控除は所得計算の一部であるため、個人住民税も現在、最低保障額は55万円と同一。
- 個人住民税については、令和7年分所得に係る令和8年度分から適用。



給与所得控除額(改正後)

最低保障額:55万円 → 65万円

給与収入	控除額
180万円以下	収入金額×40%-10万円
360万円以下	収入金額×30%+8万円
660万円以下	収入金額×20%+44万円
850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

葛飾区介護保険条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月30日 条例第48号</p> <p>第5章 保険料 (保険料率)</p> <p>第10条 令和6年度から令和8年度までの各年度における第1号被保険者に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 3万2,928円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 4万3,629円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万6,389円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 7万4,088円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 8万2,320円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 9万552円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 10万7,016円</p> <p>ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 13万5,828円</p>	<p>○葛飾区介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月30日 条例第48号</p> <p>第5章 保険料 (保険料率)</p> <p>第10条 令和6年度から令和8年度までの各年度における第1号被保険者に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 3万2,928円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 4万3,629円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万6,389円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 7万4,088円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 8万2,320円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 9万552円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 10万7,016円</p> <p>ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 13万5,828円</p>

ア 合計所得金額が2,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 31万2,816円

ア 合計所得金額が3,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 31万6,932円

ア 合計所得金額が3,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 32万1,048円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率として定める額は、同号の規定にかかわらず、1万8,933円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万8,933円」とあるのは、「2万7,165円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万8,933円」とあるのは、「5万5,977円」と読み替えるものとする。

(平15条例27・平18条例31・平21条例19・平24条例17・平27条例19・平30条例23・平31条例8・令2条例5・令3条例18・令6条例16・一部改正)

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(葛飾区介護保険事業審議会条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 葛飾区介護保険事業審議会条例（平成10年葛飾区条例第36号）

(2) 葛飾区介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年葛飾区条例第25号）

(延滞金の割合に関する特例)

第3条 当分の間、第17条第1項に規定する延滞金の年

ア 合計所得金額が2,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 31万2,816円

ア 合計所得金額が3,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 31万6,932円

ア 合計所得金額が3,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 32万1,048円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率として定める額は、同号の規定にかかわらず、1万8,933円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万8,933円」とあるのは、「2万7,165円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万8,933円」とあるのは、「5万5,977円」と読み替えるものとする。

(平15条例27・平18条例31・平21条例19・平24条例17・平27条例19・平30条例23・平31条例8・令2条例5・令3条例18・令6条例16・一部改正)

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(葛飾区介護保険事業審議会条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 葛飾区介護保険事業審議会条例（平成10年葛飾区条例第36号）

(2) 葛飾区介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年葛飾区条例第25号）

(延滞金の割合に関する特例)

第3条 当分の間、第17条第1項に規定する延滞金の年

14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（平15条例27・旧第9条繰上、平26条例7・平30条例23・令2条例26・一部改正）

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第4条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項に規定する条例で定める日は、平成28年3月31日とする。

（平27条例19・追加）

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第5条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

（令3条例18・追加）

14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（平15条例27・旧第9条繰上、平26条例7・平30条例23・令2条例26・一部改正）

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第4条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項に規定する条例で定める日は、平成28年3月31日とする。

（平27条例19・追加）

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第5条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

（令3条例18・追加）

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第6条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有しない者を除き、令和8年

度分の地方税法の規定による市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に

所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第7条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課す

る市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当

資料 2

該第 1 号被保険者が前項第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第 1 号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

こども家庭センター機能の整備について

青戸保健センター
金町保健センター
子育て政策課
子ども家庭支援課

1 概要

国は、令和 4 年改正児童福祉法において、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置を市区町村の努力義務とした。

本区では、葛飾区前期実施計画及び中期実施計画において「ゆりかご葛飾」の推進を計画事業として位置づけ、妊娠・出産、子育てにおける切れ目のない支援の仕組み「葛飾区版ネウボラ」に取り組んで来た。

この支援の仕組みをさらに推し進め、母子保健機能と児童福祉機能とが一体的・重層的にすべての妊産婦から子育て家庭へアプローチする取組みを強化・充実するため、このたび、こども家庭センター機能を整備するもの

2 こども家庭センターの要件

- (1) 母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能の一体的な運営を行うこと。
- (2) こども家庭センターの組織全体をマネジメントする責任者であるセンター長を配置すること。
- (3) 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を配置すること。
- (4) 児童福祉法第 10 条の 2 第 2 項及び母子保健法第 22 条に規定する業務を行うこと。

3 整備時期

令和 8 年 4 月 1 日

4 整備内容

(1) 組織

既に、児童福祉部門を担う子ども家庭支援課が、母子保健部門の中核（庶務機能）を担う青戸保健センターと隣接し、円滑な情報連携を可能とする環境が整っていることから、こども家庭センター機能整備

のための新たな組織変更は行わない。

ただし、国及び都からの情報収集や予算執行事務等をより迅速かつ効率的に行うため、児童相談部子ども家庭支援課にある母子保健係を健康部青戸保健センターへ移管する。

(2) 実施機関

ア 母子保健部門

健康部保健センター（青戸、新小岩、金町、水元）

子育て支援部子育て政策課（管理係、基幹型児童館、子ども未来プラザ）

イ 児童福祉部門

児童相談部子ども家庭支援課

(3) 実施内容

ア こども家庭センター長は子ども家庭支援課長をもって充て、母子保健部門と児童福祉部門を一体的に運営し、一定の支援方針を構築するため、統括支援員を指揮・命令する。

イ 統括支援員は子ども家庭支援課に配置する保健師をもって充て、センター長の指揮命令の下、中心となって両部門が連携して行う具体の支援について方針や方向性の調整を行い、一体的な支援体制を整備・推進する。

ウ 合同ケース会議を開催し、両部門を構成する各保健センター、子育て政策課、子ども総合センターそれぞれが、情報や専門性を活かしながらすべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に支援を行う。

エ 「子育て世代包括支援センター」である保健センター、子ども未来プラザ等と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」である子ども家庭支援課がこれまでも協働・連携していた実績を踏まえ、妊娠期から子育て期まで継続して支援を行うことで、切れ目なく対応していく。

特別区区民葬儀における助成制度の創設について

福祉管理課

1 趣旨

特別区では、全東京葬祭業協同組合連合会の協力を得て、祭壇料金・霊柩車運送料金・火葬料金・遺骨収納容器（骨つぼ）代の4点を既定の料金で葬儀を執り行える制度を設けている。

昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること及び火葬場が区民生活にとって不可欠なものであり、公共的な施設でもあること等を踏まえ、区民葬儀を利用する区民の経済的負担を軽減する観点から、特別区統一の助成制度を創設することとなった。

2 助成対象

次のすべての要件を満たした者とする。

- (1) 祭壇券又は霊柩車券のいずれか1つ以上を利用したこと。
- (2) 対象となる民間火葬場（令和8年4月1日時点では東京博善（株）が運営する火葬場）を利用したこと。
- (3) 火葬を行うに当たり、他の公的制度の適用を受けていないこと。
- (4) 逝去者又は火葬執行者が葛飾区に住民登録を有していること。

3 助成額

- (1) 大人 27,000 円
- (2) 満6歳以下の小人 15,000 円

4 令和8年度利用見込み件数

過去3年の葛飾区の死亡者数及び区民葬儀券のうち火葬券の利用実績件数の推移から、約520件の利用を見込んでいる。

5 予算措置（令和8年度当初予算案に計上）

歳出 14,213 千円

6 開始時期

令和8年4月1日から開始

7 交付方法

窓口、郵送、電子のいずれかの方法で申請を受け付け、審査を行った上で申請者が指定する金融機関への振込みにより交付する。

8 周知方法

- (1) 広報かつしか(3月25日号)及び区公式ホームページにて周知する。
- (2) 福祉管理課、国保年金課、戸籍住民課、区民事務所、おくやみコーナーにて区民葬儀パンフレット・チラシを配布する。

認知症施策推進事業について

高齢者支援課

1 概要

認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため現在策定中の葛飾区認知症施策推進計画に位置付けている事業について、令和8年度から実施する主な取組を報告するもの

2 主な取組

(1) もの忘れ予防健診の対象年齢の拡大

区内の実施医療機関において、医師による問診と簡単な検査を行い、認知症の疑いを早期に発見することを目的としたもの忘れ予防健診について、対象者の年齢上限を75歳から80歳に引き上げる。

	現行	令和8年度から
対象年齢	68歳から75歳	68歳から80歳
対象者数（見込）	38,074人（令和7年度）	61,800人

(2) 認知症普及啓発イベントの実施

認知症に関する正しい知識及び理解を広めるための普及啓発イベントを、認知症月間に実施する。認知症のある方の視覚等の感覚を体験できるVR体験等を通じて、若年層を含めたあらゆる世代が認知症について知り、理解を深める機会とする。

(3) 介護従事者向け研修の実施

認知症のある方への接し方等を学べる介護従事者向け研修を実施する。経験豊富な現役の従事者を講師として招き、現場に即した実践的なスキルを習得できる区独自のプログラムを提供する。

(4) 葛飾区版チームオレンジの設置に向けた検討

認知症サポーターや地域の支援機関等がチームをつくり、認知症のある方やその家族を支援するチームオレンジについて、関係機関等による検討委員会を設置し、地域のニーズに即した設置・運営方法の検討を行う。

3 予算措置（令和8年度当初予算案に計上）

主な取組	歳入	歳出
（1）もの忘れ予防健診の対象年齢の拡大	23,261 千円	23,262 千円
（2）認知症普及啓発イベントの実施	150 千円	1,850 千円
（3）介護従事者向け研修の実施	※	18 千円
（4）葛飾区版チームオレンジの設置に向けた検討	—	—

※（2）と（3）の歳入予算は、合わせて150千円を計上している。

シルバーパス購入費助成事業について

高齢者支援課

1 概要

高齢者の外出、社会参加を促進し、健康の増進を図るため、全ての 70 歳以上の方の東京都シルバーパス（以下「シルバーパス」という。）購入に係る自己負担額が 1,000 円となるように助成金を支給するもの

2 事業内容

(1) 対象者（令和 8 年度）

令和 8 年度の住民税課税者のうち合計所得金額が 135 万円を超える 70 歳以上の方で、シルバーパス（有効期限が令和 9 年 9 月 30 日のもの）を 12,000 円で購入した方

※ 合計所得金額が 135 万円以下の方については、シルバーパス発行窓口において、1,000 円で購入できるため対象外とする。

(2) 対象者見込数

約 13,000 人

(3) 助成額

11,000 円

(4) 助成方法

助成対象者は、シルバーパス発行窓口において、12,000 円でシルバーパスを購入した後、区に、郵送又はオンライン申請により、助成申請を行う。

区は、助成決定後、申請者の指定する銀行等口座に助成金を振り込む（申請から 2～3 か月後を想定）。

(5) 助成申請受付開始時期（予定）

令和 8 年 10 月頃

3 予算措置（令和 8 年度当初予算案に計上）

歳出 175,895 千円

4 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ及び SNS に掲載するとともに、区内の公共施設や高齢者総合相談センター等に周知用チラシ等を配置し、事業の周知を行う。

ウェルピアかつしか保全工事について

障害者施設課

地域福祉・障害者センター（ウェルピアかつしか）は平成 17 年の開館から 20 年が経過し、第三期葛飾区有建築物保全工事計画に基づき改修工事を実施することから概要について報告するもの

1 工事期間（予定）

令和 8 年 12 月から令和 9 年 6 月まで

2 工事内容

ウェルピアかつしか館内全体について次の工事を実施する。

- (1) 誘導灯・非常照明・自動火災報知設備等の改修
- (2) 空調設備の改修
- (3) 断熱改修
- (4) 照明の LED 化改修（外灯含む）

3 工事に伴う影響

- (1) 子ども発達センター本園、障害者生活介護事業所、地域活動支援センター・自立訓練事業所
各施設 1 か月程度は集中的に工事を実施する期間が生じるため、一時的な利用受入停止や、事業の縮小を伴う見込みである。工事は夕方から夜間、土日祝日など利用者への影響が少ない時間帯を中心に実施するほか、区画を分けて工事することにより可能な限り事業を継続するよう努める。
- (2) 葛飾区社会福祉協議会
業務時間外を中心に作業を実施することから原則として事業を継続する予定である。
- (3) 館内全般
工事を行っていない時間帯や別区画の施工中であっても、空調や換気の停止、天井配管の露出等、間接的に影響を受けることが見込まれる。
- (4) グラウンド・ホール
グラウンドの一部を工事車両の駐車場及び資材置き場として使用するため、利用に制約が生じる。また、1 階のひがほりめもりあるほーるは全面を資材置き場として使用するため、工事期間中は利用不可となる。

4 工事スケジュール概要（予定）

	令和8年度				令和9年度		
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
空調・照明関係	● 1階		● 3階		● 2階		
電気設備・断熱改修	● 館内順次実施						
工事ヤード設置 (グラウンド・ホール)	●						

〈各階の主な施設〉

- 1階：子ども発達センター本園、かつしかボランティア・地域貢献活動センター（葛飾区社会福祉協議会）、ひがほりめもりあるほーる
- 2階：障害者生活介護事業所、厨房
- 3階：地域活動支援センター・自立訓練事業所、管理事務室、葛飾区社会福祉協議会事務室

5 施設利用者等への周知

各施設の利用者や葛飾区社会福祉協議会、グラウンドやホールを利用する地元町会等の団体に対し、工事の実施について周知を図った後、具体的な影響やスケジュール等について随時情報提供を行う。

6 予算措置（令和8年度当初予算案に計上）

歳出 令和8年度 183,300千円

（令和9年度の債務負担行為額として275,400千円を計上）

7 今後の予定

令和8年3月～ 利用者・関係団体へ周知

12月 着工

令和9年6月 工事完了

令和 8 年度国民健康保険料（案）について

国保年金課

1 概要

特別区の国民健康保険料については、平成 30 年度の国保制度改革の際に、「将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する」こととし、毎年度、各区の保険料賦課の基礎となる基準保険料率等を特別区長会で決定している。

今般、令和 7 年度の特別区長会の基準保険料率等に基づき、葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）を令和 8 年 2 月 27 日に開催した葛飾区国民健康保険運営協議会に諮問したところ、「原案を適当と認める」との答申をいただいた。本資料は、当該運営協議会にお諮りした内容をご報告するものである。

2 特別区長会での確認事項

(1) 特別区独自の激変緩和措置の終了

平成 30 年度の制度改革による納付金制度導入に伴う保険料急増への独自激変緩和措置として、国の激変緩和措置期間（6 年間）にあわせ、納付金の 94% を賦課総額に組み入れ、年 1% ずつ引き上げるロードマップを作成し、負担抑制してきた（以下、この割合を「納付金組入率」という。）。

本ロードマップは、新型コロナウイルス感染症拡大等の特殊な要因により、計画通り進まなかったため、令和 6 年 2 月の区長会総会において、当初から遅れた 2 年分を延長した。

令和 8 年度基準保険料率算定で、賦課総額に対する納付金組入率 100% を達成し、これまで実施してきたロードマップによる負担抑制は解消される。

	令和 8 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
納付金組入率	100%	99%	98%	97.3%

(2) 収納率の割戻しについて

保険料負担増を回避するため、保険料の未納発生を考慮した収納率の割戻しは行わない。特別区の収納率は低く、収納率を割り戻した場合、大幅な保険料負担増につながるためである。

なお、実際の収納率は100%ではないため、発生した未納分は、一般財源からの法定外繰入で補填することとなる。

●令和8年度保険料算定時の標準的な収納率（基礎分）

特別区：89.74% 都内区市町村：95.26%

[納付金組入額と単年度負担抑制の概算（一般財源）]

	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度
納付金組入額	0円	1.3億円	2.9億円	3.9億円
単年度負担抑制	0円	0円	4.4億円	6.9億円
合計	0円	1.3億円	7.3億円	10.8億円

※令和6年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増に対応するため、影響の大きい基礎分に対して単年度限りの負担抑制を実施してきた。

(3)子ども・子育て支援金制度について

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、基礎分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分とは別に、子ども・子育て支援金分を算定する。

なお、本拠出金については、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）に係る均等割額が全額軽減（※）となる。

※未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残り5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもにかかる均等割額10割分は、対象となる子ども以外の被保険者に賦課（以下、18歳以上均等割額という）される。

(4) 令和8年度の基準保険料率（23区）

ア 基礎分（医療分）

	令和8年度	令和7年度	増減
所得割率	7.51%	7.71%	0.2ポイント減
均等割額	47,600円	47,300円	300円
賦課限度額	67万円	66万円	1万円

イ 後期高齢者支援金分

	令和8年度	令和7年度	増減
所得割率	2.80%	2.69%	0.11ポイント増
均等割額	17,600円	16,800円	800円
賦課限度額	26万円	26万円	—

ウ 介護納付金分

	令和8年度	令和7年度	増減
所得割率	2.43%	2.25%	0.18ポイント増
均等割額	17,800円	16,600円	1,200円
賦課限度額	17万円	17万円	—

エ 子ども・子育て支援金分

	令和8年度	令和7年度	増減
所得割率	0.27%	—	0.27ポイント増
均等割額	1,873円(※)	—	1,873円
賦課限度額	3万円	—	3万円

※均等割額には、18歳以上均等割額（73円）を含む。

(5) 基準保険料算定の根拠数値（東京都）

	令和8年度	令和7年度	増減	伸び率
被保険者数	239万5千人	245万4千人	△5万9千人	△2.4%
給付費総額	7,730億円	7,796億円	△66億円	△0.8%
1人当たり 給付費	322,690円	317,639円	5,051円	1.6%
納付金総額	4,374億円	4,341億円	34億円	0.8%
1人当たり 納付金額	210,624円	203,341円	7,283円	3.6%

3 葛飾区国民健康保険料率等

葛飾区国民健康保険の保険料率については、これまで同様、基礎分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分については特別区長会基準保険料率とする。

(1) 基礎分（医療分）

	令和8年度	令和7年度	増減・率
所得割率	7.51%	7.71%	0.2ポイント減
均等割額	47,600円	47,300円	300円 0.63%
賦課限度額	67万円	66万円	1万円
1人当たり保険料	101,217円	98,202円	3,015円 3.07%

(2) 後期高齢者支援金分

	令和8年度	令和7年度	増減・率
所得割率	2.80%	2.69%	0.11ポイント増
均等割額	17,600円	16,800円	800円 4.76%
賦課限度額	26万円	26万円	—
1人当たり保険料	36,267円	34,925円	1,342円 3.84%

(3) 介護納付金分

	令和8年度	令和7年度	増減・率
所得割率	2.43%	2.25%	0.18ポイント増
均等割額	17,800円	16,600円	1,200円 7.22%
賦課限度額	17万円	17万円	—
1人当たり保険料	38,781円	35,053円	3,728円 10.63%

(4) 子ども・子育て支援金分

	令和8年度	令和7年度	増減・率
所得割率	0.27%	—	0.27ポイント増
均等割額	1,873円	—	1,873円
賦課限度額	3万円	—	3万円
1人当たり保険料	3,194円	—	3,194円

(5) (1)~(4)の合計

	令和8年度	令和7年度	増減・率
所得割率	13.01%	12.65%	0.36ポイント増
均等割額	84,873円	80,700円	4,173円 5.17%
賦課限度額	113万円	109万円	4万円
1人当たり保険料	179,459円	168,180円	11,279円 6.70%

4 葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

(1) 保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12、第15条の16及び第16条の4）

所得割率、均等割額、賦課割合及び賦課限度額を改める。

ア 基礎分（医療分） (: 改正予定部分)

	令和8年度	令和7年度
所得割率	旧ただし書き所得の 7.51%	旧ただし書き所得の 7.71%
均等割額	47,600円	47,300円
賦課割合	所得割52：均等割48	所得割52：均等割48
賦課限度額	67万円	66万円

イ 後期高齢者支援金分 (: 改正予定部分)

	令和8年度	令和7年度
所得割率	旧ただし書き所得の 2.80%	旧ただし書き所得の 2.69%
均等割額	17,600円	16,800円
賦課割合	所得割52：均等割48	所得割52：均等割48
賦課限度額	26万円	26万円

ウ 介護納付金分

(: 改正予定部分)

	令和8年度	令和7年度
所得割率	旧ただし書き所得の 2.43%	旧ただし書き所得の 2.25%
均等割額	17,800円	16,600円
賦課割合	所得割53 : 均等割47	所得割53 : 均等割47
賦課限度額	17万円	17万円

エ 子ども・子育て支援金分

(: 改正予定部分)

	令和8年度	令和7年度
所得割率	旧ただし書き所得の 0.27%	—
均等割額	1,873円	—
賦課割合	所得割53 : 均等割47	—
賦課限度額	3万円	—

(2) 低所得者の保険料の軽減判定基準の改定 (第19条の2)

保険料均等割額の5割軽減及び2割軽減の判定基準を改める。

(: 改正予定部分)

令和8年度		令和7年度	
軽減割合	総所得金額等の合計が 下記に該当する世帯	軽減割合	総所得金額等の合計が 下記に該当する世帯
7割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 以下	7割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 以下
5割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + (31万円 × 被保険者数) 以下	5割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + (30万5千円 × 被保険者数) 以下
2割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + (57万円 × 被保険者数) 以下	2割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + (56万円 × 被保険者数) 以下

(3) 低所得者の保険料の減額の改定（第19条の2）

均等割額の改定に伴い、減額（7割・5割・2割）する額を改める。

ア 基礎分（医療分）（：改正予定部分）

		令和8年度	令和7年度
基礎分（医療分）均等割額		47,600円	47,300円
7割減額	減額する額	33,320円	33,110円
	減額後の均等割額	14,280円	14,190円
5割減額	減額する額	23,800円	23,650円
	減額後の均等割額	23,800円	23,650円
2割減額	減額する額	9,520円	9,460円
	減額後の均等割額	38,080円	37,840円

イ 後期高齢者支援金分（：改正予定部分）

		令和8年度	令和7年度
基礎分（医療分）均等割額		17,600円	16,800円
7割減額	減額する額	12,320円	11,760円
	減額後の均等割額	5,280円	5,040円
5割減額	減額する額	8,800円	8,400円
	減額後の均等割額	8,800円	8,400円
2割減額	減額する額	3,520円	3,360円
	減額後の均等割額	14,080円	13,440円

ウ 介護納付金分 (: 改正予定部分)

		令和8年度	令和7年度
基礎分（医療分）均等割額		17,800 円	16,600 円
7 割減額	減額する額	12,460 円	11,620 円
	減額後の均等割額	5,340 円	4,980 円
5 割減額	減額する額	8,900 円	8,300 円
	減額後の均等割額	8,900 円	8,300 円
2 割減額	減額する額	3,560 円	3,320 円
	減額後の均等割額	14,240 円	13,280 円

エ 子ども・子育て支援金分 (: 改正予定部分)

		令和8年度	令和7年度
基礎分（医療分）均等割額		1,873 円	—
7 割減額	減額する額	1,312 円	—
	減額後の均等割額	561 円	—
5 割減額	減額する額	937 円	—
	減額後の均等割額	936 円	—
2 割減額	減額する額	375 円	—
	減額後の均等割額	1,498 円	—

(4) 未就学児の被保険者均等割額の減額の改定（第19条の4）

均等割額の改定に伴い、5割減額する額を改める。

ア 基礎分（医療分） (: 改正予定部分)

		令和8年度	令和7年度
基礎分（医療分）均等割額		47,600円	47,300円
7割減額世帯	7割減額後の均等割額	14,280円	14,190円
	減額する額	7,140円	7,095円
	減額後の均等割額	7,140円	7,095円
5割減額世帯	5割減額後の均等割額	23,800円	23,650円
	減額する額	11,900円	11,825円
	減額後の均等割額	11,900円	11,825円
2割減額世帯	2割減額後の均等割額	38,080円	37,840円
	減額する額	19,040円	18,920円
	減額後の均等割額	19,040円	18,920円
上記以外の世帯	均等割額	47,600円	47,300円
	減額する額	23,800円	23,650円
	減額後の均等割額	23,800円	23,650円

イ 後期高齢者支援金分 (: 改正予定部分)

		令和8年度	令和7年度
基礎分（医療分）均等割額		17,600円	16,800円
7割減額世帯	7割減額後の均等割額	5,280円	5,040円
	減額する額	2,640円	2,520円
	減額後の均等割額	2,640円	2,520円
5割減額世帯	5割減額後の均等割額	8,800円	8,400円
	減額する額	4,400円	4,200円
	減額後の均等割額	4,400円	4,200円
2割減額世帯	2割減額後の均等割額	14,080円	13,440円
	減額する額	7,040円	6,720円
	減額後の均等割額	7,040円	6,720円
上記以外の世帯	均等割額	17,600円	16,800円
	減額する額	8,800円	8,400円
	減額後の均等割額	8,800円	8,400円

(5) その他の改正に伴う規定の整備（第6条）
国民健康保険法の改正に伴う規定の整備を行う。

(6) 施行予定期日
令和8年4月1日から施行する。

5 今後の予定

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）は、令和8年第1回定例会の本会議が開催される予定の3月27日に議会に提案する。

【参考資料1】 1人当たり保険料等の推移

年 度		8年度（案）		7年度		6年度		5年度		4年度	
23区統一 保険料率等	所得割料率	13.01%		12.65%		13.85%		—		—	
	前年度比	—		—		—		—		—	
	均等割額	84,873円		80,700円		82,100円		76,300円		71,900円	
	前年度比	4,173円	5.17%	△1,400円	△1.71%	5,800円	7.60%	4,400円	6.12%	71,900円	4.20%
1人当たり 保険料	23区総体	202,283円		192,238円		196,019円		182,171円		171,380円	
	前年度比	10,045円	5.22%	△3,781円	△1.93%	13,848円	7.60%	10,791円	6.30%	171,380円	3.32%
	葛飾区	179,459円		168,180円		173,353円		157,526円		151,470円	
	前年度比	11,279円	6.70%	△5,173円	△2.98%	15,827円	10.05%	6,056円	4.00%	151,470円	6.29%



令和 8 年 2 月 27 日

葛飾区長 青木 克徳 殿

葛飾区国民健康保険運営協議会

会 長 村 澤 詩 子



葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について（答申）

令和 8 年 2 月 27 日付け 7 葛福国第 911 号で諮問のあったこのことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

原案を適当と認める。

今後も、国民健康保険事業を安定的に運営するため、持続可能な制度となるよう現実的な保険料の設定をしていただくとともに、以下の事項を協議会として要望する。

- (1) ジェネリック医薬品の利用促進、特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上、残薬調整支援事業の強化等により、医療費の適正化に積極的に取り組むこと
- (2) 保険料の収納率の向上や滞納整理の強化により、保険料の未納を防止すること

一般庶務報告 No.6
福 祉 部
令和8年3月13日

生業扶助費及び住宅維持費並びに収入認定に係る処分取消等請求事件について

東生活課

次のとおり、生業扶助費及び住宅維持費並びに収入認定に係る処分取消等請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

- (1) 葛飾区福祉事務所長は、令和7年10月1日付けで生活保護法による保護の基準が改正されることに伴い、原告世帯の生活扶助基準額を500円増加することとして、令和7年9月29日付けで保護変更決定処分（7葛福決第67931号）を行ったが、理由付記不備及び情報提供義務違反があることから、当該処分の取消しを求める。
- (2) 葛飾区福祉事務所長は、エアコンの修理費が住宅維持費の支給対象とならないこととして、令和7年10月3日付けで保護却下処分（7葛福東第458号）としたが、原告世帯のエアコンは民法上建物と一体の設備であり、その修理は住宅の維持に該当することから、当該処分の取消しを求める。
- (3) 葛飾区福祉事務所長は、原告■■■■の行政書士試験受験費用を、技能習得費の支給要件を満たしていないこととして、令和7年10月3日付けで保護却下処分（7葛福東第435号）としたが、日常生活自立・社会生活自立への効果を考慮せずに漫然となされたものであり、裁量権の範囲を逸脱・濫用した違法なものであることから、当該処分の取消しを求める。
- (4) 原告■■■■は、障害と向き合いながら行政書士試験の学習を通じて生活能力の維持・向上（日常生活自立）に努めてきたところ、葛飾区福祉事務所長がした(3)の処分は、合理的根拠なくその具体的成果を無視し、自立への真摯な取組を否定したものであることから、原告■■■■は著しい精神的苦痛を被ったため、1万円の支払を求める。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 生業扶助費及び住宅維持費並びに収入認定に係る処分取消等請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

ア [REDACTED]

[REDACTED]

イ [REDACTED]

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 葛飾区福祉事務所長がした、令和7年9月29日付け保護変更決定処分（7葛福決第67931号）を取り消す。

イ 葛飾区福祉事務所長がした、令和7年10月3日付け保護申請却下処分（7葛福東第458号）を取り消す。

ウ 葛飾区福祉事務所長がした、令和7年10月3日付け保護申請却下処分（7葛福東第435号）を取り消す。

エ 被告は原告[REDACTED]に対し、金1万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

オ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の経過

(1) 令和7年12月31日 訴えの提起（[REDACTED]（2(5)ア）、[REDACTED]（2(5)イ）及び[REDACTED]（2(5)ウ及びエ）を併合の上、令和8年2月2日に葛飾区へ訴状が送達された。）

(2) 民事訴訟法第175条に基づく書面による準備手続に付される予定

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

一般庶務報告 No. 7
福 祉 部
令和 8 年 3 月 1 3 日

損害賠償請求事件について

東生活課

次のとおり、損害賠償請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

被告は、令和 3 年 8 月 1 日時点で原告世帯に対し 8 月分住宅扶助を適用すべき状態にあったにもかかわらず令和 5 年 7 月 11 日まで支給決定を行わなかった。当該決定の遅れは、国家賠償法第 1 条第 1 項違反であり、3 万円の支払を求める。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 損害賠償請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

ア [REDACTED]

[REDACTED]

イ [REDACTED]

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 被告は原告らに対し、金 3 万円及びこれに対する令和 3 年 8 月 1 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の経過

(1) 令和 7 年 12 月 31 日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和 8 年 2

月2日)

(2) 民事訴訟法第175条に基づく書面による準備手続に付される予定

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

住宅宿泊事業及び旅館業の適正な運営の推進に係る今後の取組について

生活衛生課

1 概要

葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例及び葛飾区旅館業法施行条例の一部改正条例を令和 8 年 4 月 1 日に施行する。

については、宿泊施設周辺の良い住環境の確保を推進するため、今後計画的に施設監視等に取り組んでいくものである。

2 来年度の主な取組案

(1) 施設の監視強化

ア 内容

施設の適正管理を推進し、地域住民の住環境を確保するため、職員による立入検査を行い、施設の管理状況を確認し、指導を行う。

イ 監視実施計画

別紙 1 のとおり

(2) 直通ダイヤルの開設

ア 内容

民泊や旅館業の制度の内容や届出及び許可までの手続き方法、苦情相談等の問い合わせを受け付ける直通ダイヤルを、生活衛生課内に開設する。

イ 名称

葛飾区民泊・旅館業制度直通ダイヤル

ウ 電話番号

03-6662-6570

エ 開設日

令和 8 年 4 月 1 日

オ 受付時間

平日 8時30分～17時

※時間外についても Web 問い合わせフォームにて受付

カ 周知方法

行政連絡協議会（配布チラシ案は別紙 2 のとおり）

広報かつしか、区公式ホームページ

(3) 標識の改正

ア 内容

条例で新たに管理者等の常駐規定を定めたため、常駐の有無を認識できる標識の様式に改正する。

イ 標識の様式

別紙 3 のとおり

監視実施計画

対象		監視内容	実施期間	監視 予定数	【参考】 施設数 ^{※1}
民泊	新規施設 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の常駐 ・施設の標識 ・平日の営業制限 等 	令和8年10月～令和9年3月	200	0
	既存施設 ^{※3}	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の標識 ・苦情対応記録 等 	令和8年4月～9月	600	402
旅館業	新規施設 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・営業従事者の常駐 ・施設の標識 ・巡回記録 等 	令和8年10月～令和9年3月	120	0
	既存施設 ^{※3}	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の標識 ・巡回記録 等 	令和8年10月～令和9年3月	800	528

※1 令和7年12月31日現在の施設数


※2 令和8年4月1日以降に届出、申請される施設

※3 令和8年3月31日以前に届出、申請された施設

ご近所の宿泊施設で困っている方へ

公衆の見えるところに指定の標識を掲示することが法令や条例で定められています。

施設扉等に掲示されている標識にはトラブル時の連絡先が記載されています。

以下の例示の  部分の緊急連絡先にご連絡ください。

なお、標識掲示がない、連絡が見つからない又は対応が行われないことがありましたら以下の問い合わせ先までお知らせください。

住宅宿泊事業（民泊）の標識例

住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business	
 【届出済】 CERTIFIED	
届出番号 Number	第 M1300****号
届出年月日 Date of Notification	令和×年×月×日
住宅宿泊事業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	××株式会社
住宅宿泊事業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	国土交通大臣(01)第 Fxxxx号
住宅宿泊事業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	0×0-xxxx-xxxx
葛飾区 葛飾区 葛飾区	
管理者常駐 staff on site 	

※家主居住型住宅宿泊事業者の連絡先等の情報については、プライバシー保護の観点から連絡先が公表されていません。

旅館業の標識例

旅館業（旅館・ホテル営業） Hotel Business	
 常駐 This hotel has on-site staff	
 許可済 AUTHORIZED	
許可番号 Number	葛飾区保健所第○○号
許可年月日 Date of Authorization	令和 8年○月○日
施設の名称 Name of Authorized Hotel Business	○○○○
管理者等の氏名 Name of Authorized Hotel Business Administrator	株式会社○○
管理者等の緊急連絡先 Contact number of the Authorized Hotel Business Administrator	3602-0000
宿泊定員 Accommodation Capacity	○○名
葛飾区保健所長	

※令和 8年 3月末までに申請された旅館業施設については、令和 8年 9月末までに施設に標識が掲示されます。

民泊・旅館に関する問い合わせ先

葛飾区民泊・旅館業制度直通ダイヤル（葛飾区保健所生活衛生課）

03-6662-6570 【受付時間】平日 8時30分～17時

制度の内容や届出及び許可の手続き方法、苦情相談等を受け付けております。

問い合わせフォームはこちら



【その他の問い合わせ先】

（騒音や悪臭等に関するお問い合わせ）	環境課公害対策相談係	03-5654-8238
（ごみの適正処理に関するお問い合わせ）	葛飾区清掃事務所	03-3693-6113
（夜間のトラブルなど）	葛飾警察署	03-3695-0110
	亀有警察署	03-3607-0110

よくあるご質問

住宅宿泊事業（民泊）と旅館業の主な違いは？

それぞれの制度の主な違いについては、以下のとおりです。

	住宅宿泊事業（民泊）	旅館業
手続き	届出制	許可制
営業日数	年間 180 日以内	制限なし
用途地域による 建築制限等	制限なし ※ただし、施設に管理者がいない 場合、商業地域以外の地域では月 曜日の正午から土曜日の正午まで （国民の祝日、年末年始を除く）の 間は、事業を実施できない。	住居専用地域、工業地域など 一部地域において建築不可

生活環境の悪化が心配なので近所に宿泊施設を営業させないでほしい

書類等に不備がなく、構造設備基準等を満たしている場合、民泊や旅館の開業手続き等を拒むことはできません。疑問点や不安点があれば、営業者にあらかじめしっかりと確認しておきましょう。

区としましては、宿泊施設に対して開業の手続き後も、監視指導を徹底し、適正な運営を確保するよう推進してまいります。

宿泊施設として届出及び許可がされているか知りたい

区公式ホームページにて、宿泊施設一覧を確認できます。

民泊及び旅館業の施設一覧



宿泊施設における標識について

区で発行した標識を施設における公衆の見やすい場所に掲示する。

民泊

住宅宿泊事業（民泊）の標識様式

※管理者が常駐する施設は、標識に  部分を追加する。

常駐する場合

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



【届出済】
CERTIFIED

届出番号 Number	第 M1300*****号
届出年月日 Date of Notification	令和 x年 x月 x日
住宅宿泊管理者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	xx 株式会社
住宅宿泊管理者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	国土交通大臣 (01) 第 Fxxxxx 号
住宅宿泊管理者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	0 x 0-xxxx-xxxx

葛飾区 区 葛飾区 区

 **管理者常駐 staff on site** 

常駐しない場合

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



【届出済】
CERTIFIED

届出番号 Number	第 M1300*****号
届出年月日 Date of Notification	令和 x年 x月 x日
住宅宿泊管理者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	xx 株式会社
住宅宿泊管理者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	国土交通大臣 (01) 第 Fxxxxx 号
住宅宿泊管理者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	0 x 0-xxxx-xxxx

葛飾区 区 葛飾区 区

※法定様式は3種類あるため、住宅宿泊事業法施行規則第6号様式を参考例示

旅館業

旅館業の標識様式

※旅館業の標識は、国で定める様式がないため、区で様式を定める。

常駐する場合

1号様式（施設内に営業従事者が常駐する場合）

旅館業（旅館・ホテル営業）
Hotel Business

常駐
This hotel has on-site staff



【許可済】
AUTHORIZED

許可番号 Number	第 葛飾生旅令第〇〇号
許可年月日 Date of Authorization	令和 8年〇月〇〇日
施設の名称 Name of Authorized Hotel Business	〇〇〇〇
管理者等の氏名 Name of Authorized Hotel Business Administrator	株式会社〇〇
管理者等の緊急連絡先 Contact number of the Authorized Hotel Business Administrator	3602-〇〇〇〇
宿泊定員 Accommodation Capacity	〇〇名

葛飾区保健所長

常駐しない場合

2号様式（施設内に営業従事者が常駐しない施設の場合）

旅館業（旅館・ホテル営業）
Hotel Business



【許可済】
AUTHORIZED

許可番号 Number	第 葛飾生旅令第〇〇号
許可年月日 Date of Authorization	令和 8年〇月〇〇日
施設の名称 Name of Authorized Hotel Business	〇〇〇〇
管理者等の氏名 Name of Authorized Hotel Business Administrator	株式会社〇〇
管理者等の緊急連絡先 Contact number of the Authorized Hotel Business Administrator	3602-〇〇〇〇
宿泊定員 Accommodation Capacity	〇〇名

葛飾区保健所長

※既存施設については、令和8年9月30日までに本標識を施設に掲示するものとする。

令和 8 年度健康診査等の変更について

健康推進課

令和 8 年度に実施する健康診査等に係る主な変更事項について報告するもの

1 眼科健康診査

(1) 概要

自覚症状がなく、視覚障害の原因となる緑内障、白内障、糖尿病性網膜症、黄斑変性等の目の疾患を早期に発見するため、45 歳、60 歳を対象とする眼科健康診査に、50 歳を令和 8 年度より追加する。

(2) 実施機関

区内眼科医療機関 32 か所（予定）

(3) 実施期間

令和 8 年 6 月 1 日から 9 月 30 日（予定）

(4) 予算措置（令和 8 年度当初予算案に計上）

歳出 35,393 千円

2 胃がんハイリスク検診

(1) 概要

区が実施する特定健康診査を受診する 40 歳、50 歳、60 歳を対象として実施していた胃がんハイリスク検診について、令和 8 年度より 40 歳のみを対象とする。

胃がんを早期発見するため、50 歳以上の区民には、エックス線検査又は内視鏡検査による胃がん検診の受診を勧奨する。

(2) 経緯

区が実施する胃がん検診は、令和元年度から 50 歳以上を対象とした内視鏡検査を開始し、40 歳代の胃がん罹患率の大幅な低下や死亡率の状況から、令和 4 年度にエックス線検査の対象者年齢を 40 歳以上から 50 歳以上に変更し、実施している。

胃がんハイリスク検診は、成人以降のピロリ菌感染が稀である現状から、生涯 1 回の検査でリスク判定が可能であり、胃がん検診の対象年齢前におけるリスク判定が有効であるため、がん検診精度管理委員会及び医師会と協議した結果、対象年齢を 40 歳とする。

(3) 実施機関

区内医療機関 151 か所（予定）

(4) 実施期間

令和 8 年 6 月 1 日から 9 月 30 日（予定）

(5) 予算措置（令和 8 年度当初予算案に計上）

歳出 1,052 千円

3 健康診査等の受診案内統合化

(1) 概要

これまで健康診査等ごとに送付していた受診案内について、健康診査等の受診の機会を確実に提供できるよう、令和8年度より複数の健康診査等に係る案内資料の統合や、健康診査ごとに異なっていた受診方法の運用を統一するとともに、区民への受診案内を一括して送付する。

(2) 令和8年度対象となる健康診査等

別紙のとおり

(3) 送付時期

令和8年5月下旬

なお、対象者本人から申込みがある健康診査等については、個別に随時送付する。

(4) 送付物

健康診査等の案内パンフレット、実施医療機関一覧、受診券(シール)

(5) 受診方法

ア 健康診査等の案内が届く。

イ 医療機関に受診予約をする。

ウ 健康診査等の案内に同封された受診券(シール)を医療機関に持参する。

エ 医療機関にある受診票に必要事項を記入し、受診する。

※受診医療機関において受診券(シール)を受診票の所定の位置に貼付する。

(6) 予算措置(令和8年度当初予算案計上)

ア 歳入 6,889 千円

イ 歳出 59,881 千円(国保年金課の予算案計上額を含む)

4 周知方法

健康診査等対象者には個別に案内するとともに、広報かつしか、区公式ホームページ及びSNSに掲載し、事業の周知を行う。

令和 8 年度 健康診査等一覧

(1) 受診案内統合化対象の健康診査

名称	対象	実施期間 (月)	実施場所 (予定)
特定健康診査	葛飾区国民健康 保険加入の 40 ～74 歳	6 ～ 9	医療機関 171 か所
長寿医療健康診査	75 歳以上	6 ～ 9	医療機関 171 か所
健康づくり 健康診査	20～39 歳、又 は 3 歳未満の子 を持つ父母	通年	医療機関 154 か所
骨粗しょう症 予防検診	40、45、50、 55、60、65、70 歳の女性	通年	医療機関 39 か所
基本健康診査	生活保護等受給 の 40 歳以上	6 ～ 9	医療機関 167 か所
B・C 型ウイルス 肝炎検査	特定健康診査、 長寿医療健康診 査、基本健康診 査受診者のう ち、過去に受け たことのない者 及び医師が必要 と認めた者	6 ～ 9	医療機関 171 か所
健康長寿 筋肉元気健康診査	特定健康診査を 受診する 70 歳	6 ～ 9	医療機関 92 か所
健康長寿 いきいき健康診査	長寿医療健康診 査を受診する 76、81 歳	6 ～ 9	医療機関 99 か所
眼科健康診査	45、50、60 歳	6 ～ 9	医療機関 32 か所

上記の健康診査等の対象に受診案内を送付する。

ただし、健康づくり健康診査は 20～39 歳の前年度受診、20 歳及び 30 歳、基本健康診査は生活保護等受給のうち前年度受診及び 40 歳、肝炎検査は特定健康診査、基本健康診査の対象のうち 40 歳に送付する。この他の対象については申込み後、随時送付する。

(2) 受診案内統合化対象のがん検診

名称	対象	実施期間 (月)	実施場所 (予定)
胃がん検診 (内視鏡検査)	50歳以上 前年度未受診	6～2	医療機関 30 か所
胃がん ハイリスク検診	特定健康診査を 受診する 40 歳	6～9	医療機関 151 か所
子宮頸がん検診	20歳以上女性 前年度未受診	4～2	医療機関 17 か所
肺がん検診	40歳以上	6～9	医療機関 154 か所
乳がん検診	40歳以上女性 前年度未受診	視触診： 4～1	視触診： 医療機関 17 か所
		マンモグラ フィ撮影： 4月中旬～ 3月中旬	マンモグラフィ撮影： 医療機関 7 か所 検診車 6 か所 健康プラザかつしか
大腸がん検診	40歳以上	6～9	医療機関 171 か所
前立腺がん検診	60～74歳男性	6～9	医療機関 163 か所

※上記のがん検診の対象のうち、次に該当する場合に受診案内を送付する。

胃がん検診 (内視鏡検査)	特定健康診査対象のうち前年度未受診 基本健康診査対象 (74歳以下) のうち前年度未受診 69歳までの2年度前受診
肺・大腸がん 検診	特定健康診査、長寿医療健康診査、基本健康診査の 対象
子宮頸・乳がん 検診	特定健康診査対象の前年度未受診 69歳までの2年度前受診
前立腺がん検診	特定健康診査、基本健康診査の対象

この他の対象については申込み後、随時送付する。

(参考) 受診案内統合化対象外の健康診査等

名称	対象	実施期間 (月)	実施場所 (予定)
特定健康診査 追加検査	社会保険等の 特定健康診査 を受診する 40 ～74 歳	6 ～ 9	医療機関 138 か所
耳の健康診査	65～74 歳	6 ～ 2	医療機関 25 か所
胃がん検診 (エックス線検査)	50 歳以上	通年	検診車 7 か所
大腸がん検診	40 歳以上	通年	検診車 7 か所

妊婦向けRSウイルス感染症の予防接種について

保健予防課

令和 8 年 4 月 1 日から開始するRSウイルス感染症の定期予防接種について
報告するもの

1 対象者

妊娠 28 週から、妊娠 37 週に至る方

※出産予定日が令和 8 年 4 月 23 日以降の方が対象者

2 自己負担

無料

※里帰りなどで東京 23 区内の実施医療機関以外で接種する場合（事前手続きが必要）は、一部自己負担が発生することがある。

3 実施方法

東京 23 区内の実施医療機関（区内産婦人科等）に予約の上、接種

※里帰りなどで東京 23 区内の実施医療機関以外で接種する方には、費用助成制度を案内

4 予防接種予診票

対象者に予防接種予診票を令和 8 年 3 月下旬以降、順次郵送。

5 接種期間

妊娠 28 週 0 日から妊娠 36 週 6 日まで

6 周知方法

広報かつしか（2月25日号）、区公式ホームページ及びSNSに掲載するとともに、区内医療機関、医師会、訪問看護ステーション等の関係団体に周知

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

子育て政策課
子育て施設支援課
保 育 課

1 趣旨

令和8年度から国の新たな給付制度として実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、本区の実施概要について報告するもの

2 利用者認定

こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「国システム」という。）の令和8年度設定が可能となる3月1日以降、準備が整い次第、利用者認定の受付を開始する。認定の概要は以下のとおりである。

（1）対象者

0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子ども

（2）認定申請方法

国システムを活用したオンライン申請を原則とし、申請に対する相談などのサポートを子育て支援窓口で実施する。

（3）認定申請から認定までの期間

原則2営業日以内

（4）認定証の交付

国システムによりオンラインで交付するとともに、利用者アカウントを発行する。

（5）利用申込方法

認定後、国システムから利用申込みが可能となる。

3 実施予定施設

令和8年2月20日に事業所からの認可申請を締め切った。同年3月9日の葛飾区児童福祉審議会における意見聴取を踏まえて認可する予定である。

認可申請時点の実施予定施設一覧は別紙のとおり。

＜参考＞実施予定施設の概要

施設種別	実施園数	実施種別	定員
認可保育所	11	一般型	6
		余裕活用型	23
認定こども園	6	一般型	36
幼稚園	8	一般型	96
小規模保育事業所	1	一般型	8
企業主導型保育事業所	1	一般型	2
合 計	27	一般型	148
		余裕活用型	23
		定員合計	171

一般型：在園児合同や専用室等を設けて実施する形態

余裕活用型：空き定員を活用して実施する形態

4 保護者負担額について

月額 48,000 円を上限に無償化する。

5 予算措置（令和 8 年度当初予算案計上額）

（1）歳 入 608,266 千円

（内訳）国庫負担金（負担率3/4） 87,264 千円

都負担金（負担率1/8） 14,544 千円

都補助金（都事業分） 506,458 千円

（2）歳 出 622,809 千円

（内訳）運営費助成 568,666 千円

保護者負担額助成 54,143 千円

実施予定施設一覧(令和8年2月20日現在)

No.	施設種別	施設名	住所	実施種別	実施日・時間	定員	事業開始日
1	保	あおぞら水元保育園	水元1-12-14	一般型	月～金曜日 9時～17時	3	令和8年4月1日
2	こ	幼保連携型認定こども園そあ	水元3-13-20	一般型	月～金曜日 9時～13時	2	令和8年4月1日
3	企	金町ひよこ保育園	東金町1-29-1	一般型	月～土曜日 9時～17時	2	令和8年5月1日
4	保	亀が岡りりおっこ保育園	東金町2-6-19	余裕活用型	月～金曜日 8時30分～16時30分	0	令和8年4月1日
5	幼	東江幼稚園	東金町2-25-12	一般型	月、火曜日 9時～11時30分	10	令和8年5月18日
6	保	アスクかなまち保育園	東金町4-16-12	余裕活用型	月～金曜日 10時～17時	0	令和8年4月1日
7	幼	ルンビニー幼稚園	柴又7-10-30	一般型	火、木、金曜日 9時～12時	15	令和8年5月11日
8	保	新宿保育園	新宿4-4-16	一般型	月～金曜日 9時～17時	3	令和8年4月1日
9	保	AIAI NURSERY 高砂	高砂2-31-5	余裕活用型	月～金曜日 9時～11時30分	1	令和8年4月1日
10	保	東中川保育園	高砂6-4-15	余裕活用型	月～金曜日 8時30分～16時30分	9	令和8年4月1日
11	保	無二保育園	細田3-16-5	余裕活用型	月～金曜日 9時～17時	2	令和8年4月1日
12	こ	認定こども園葛飾みどり	鎌倉1-21-9	一般型	月～金曜日 10時～16時	5	令和8年4月1日
13	保	亀有りりおっこ保育園	亀有3-16-5	余裕活用型	月～金曜日 8時30分～16時30分	5	令和8年4月1日
14	こ	幼保連携型認定こども園 すなはら	西亀有4-8-19	一般型	月～金曜日 9時～13時	2	令和8年4月1日
15	小	青鳩ともだち保育園	青戸5-29-11	一般型	月、火、木曜日 9時～11時	8	令和8年4月1日
16	こ	幼稚園型認定こども園 青鳩幼稚園	青戸6-8-3	一般型	月～金曜日 9時30分～12時	12	令和8年4月1日
17	幼	東光幼稚園	お花茶屋1-2-15	一般型	月～金曜日 9時～15時	12	令和8年4月13日
18	幼	あやめ幼稚園	堀切7-17-6	一般型	月～金曜日 9時30分～11時30分	10	令和8年5月1日
19	幼	葛飾こどもの園幼稚園	立石2-29-6	一般型	月～金曜日 9時～14時	6	令和8年4月1日
20	幼	熊野幼稚園	立石8-44-31	一般型	月～金曜日 9時～14時	20	令和8年4月1日
21	保	ほっぺるランド東立石	東立石2-3-10	余裕活用型	月～金曜日 9時～16時	0	令和8年6月1日
22	幼	やくし幼稚園	東四つ木1-5-9	一般型	月、火、木曜日 9時～12時	5	令和8年5月1日
23	幼	あすなる幼稚園	奥戸3-28-21	一般型	月、水、金曜日 9時15分～12時	18	令和8年4月1日
24	こ	幼稚園型認定こども園 和光幼稚園	奥戸5-5-16	一般型	月～金曜日 9時～15時	12	令和8年4月13日
25	保	ほっぺるランド東新小岩	東新小岩6-22-7	余裕活用型	月～金曜日 9時～16時	5	令和8年6月1日
26	こ	幼保連携型認定こども園 まどか幼稚園	東新小岩7-2-8	一般型	月～金曜日 7時15分～20時15分	3	令和8年4月1日
27	保	ほっぺるランド西新小岩	西新小岩3-14-18	余裕活用型	月～金曜日 9時～16時	1	令和8年6月1日
定員合計					一般型	148	
					余裕活用型	23	
					総計	171	

余裕活用型は保育所等の利用定員の範囲内で受入れを行っていくため、時期によって定員が変動する可能性がある。

施設種別(保:認可保育所、こ:認定こども園、幼:幼稚園、小:小規模保育事業所、企:企業主導型保育事業所)

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る代用計画の策定について

子ども・若者担当課

1 趣旨

令和7年4月から児童福祉法において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「事業」という。）が創設されたほか、子ども・子育て支援法において、乳児等のための支援給付が創設されることとなった。

これにより、国から事業に係る市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関して、基本指針の改正が示され、現在の葛飾区子ども・若者総合計画（以下「計画」という。）について計画変更が必要となったため、計画変更時期までの代替措置となる代用計画を策定するもの

2 主な変更点

（1）基本指針の改正に伴う追記

以下について、新たに基本的記載事項として計画へ位置付ける必要が生じたため、代用計画をもって現行計画への追記を行う。

ア 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。

イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

（2）量の見込みと確保方策の見直し

実態に合わせたニーズへの対応と確実な定員確保のため、令和5年度に実施した、葛飾区子ども・子育て支援ニーズ量調査時の保護者アンケートにおける事業の利用希望率（52.4パーセント）を適用し、改めて量の見込みと確保方策を算出した。

3 代用計画（案）

別紙のとおり

4 今後の対応

今回の代用計画について、現行の計画策定時と同様に葛飾区子ども・子育て会議にて意見聴取を行った上で、令和7年度中に都へ提出する。

なお、代用計画は計画変更時期までの代替措置であることから、令和9年度に予定している葛飾区子ども・若者総合計画の中間見直し時に計画変更を行う。

葛飾区子ども・若者総合計画 代用計画（案）

1 令和8年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

		令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日				
(A) 就学前児童数 (人) 「葛飾区子ども・若者総合計画」 (令和7年度～11年度) 推計人口より引用 ※0歳児は7か月目からの利用のため、 さらに2分の1で算出	0歳児	1,343	1,337	1,331	1,325				
	1歳児	2,752	2,734	2,723	2,710				
	2歳児	2,740	2,717	2,699	2,688				
	合計	6,835	6,788	6,753	6,723				
(B) 対象児童数 (人) (A) 就学前児童数－保育所等利用児童数	0歳児	195	191	181	180				
	1歳児	790	789	779	774				
	2歳児	810	803	799	795				
	合計	1,795	1,783	1,759	1,749				
(C) 利用率 (%) 令和5年度実施 葛飾区子ども・子育て支援二一ス調査 (52.4%)	0歳児	52.4	52.4	52.4	52.4				
	1歳児	52.4	52.4	52.4	52.4				
	2歳児	52.4	52.4	52.4	52.4				
	合計								
(D) 利用者数（ニーズ） (人) (B) 対象児童数×(C) 利用率	0歳児	102.2	100.1	94.8	94.3				
	1歳児	414	413.4	408.2	405.6				
	2歳児	424.4	420.8	418.7	416.6				
	合計	940.6	934.3	921.7	916.5				
(E) 必要受入時間数 (時間) (D) 利用者数×月上限時間（10時間）	0歳児	1,022	1,001	948	943				
	1歳児	4,140	4,134	4,082	4,056				
	2歳児	4,244	4,208	4,187	4,166				
	合計	9,406	9,343	9,217	9,165				
量の見込み・確保方策		見込み・ 計画数	うち(※) 新規整備	見込み・ 計画数	うち 新規整備	見込み・ 計画数	うち 新規整備	見込み・ 計画数	うち 新規整備
(F) 必要定員数 (整備量) (人) 【見込み・計画数の算出式】 (E) 必要受入時間数÷176時間（8時間×22日）	0歳児	6	6	6	0	6	0	6	0
	1歳児	24	8	24	16	24	0	24	0
	2歳児	25	25	24	0	24	0	24	0
	合計	55	39	54	16	54	0	54	0

※ 令和8年4月時点の認可予定施設において、各施設の1月当たりの年齢別実施時間数を算出した上で、国の定める計算式（1月当たりの年齢別実施時間数÷176時間）により算出した（見込み計画数を上限としている）。

2 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

- (1) 乳児等通園支援事業の利用終了後に教育・保育施設の利用を希望する場合には、地域の教育・保育施設と連携して必要な情報提供を行うなど、教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。
- (2) 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

児童育成支援拠点事業費助成の実施について

子ども・若者担当課

1 目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

2 経緯

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、児童育成支援拠点事業が創設され、令和6年4月の改正法施行に伴い、市町村における実施が努力義務とされた。

また、令和5年12月にこども家庭庁が策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」においては、全ての子ども・若者が安全・安心に過ごし、多様な体験を通じて成長できるよう、地域全体で居場所づくりを推進する必要性が示されるとともに、居場所づくりを進める上では、地域における居場所の実態把握が重要とされている。

こうした国の動向を踏まえ、これまでに実施した調査などを通じて、「居場所がない」と回答している子どもや養育環境に課題がある子どもがいることを把握している。

本区では、これまで困難を抱えた子どもの把握や見守りなどの支援は、NPO法人等の地域活動団体と関係部署が連携を図りながら、必要に応じて地域活動団体が実施している子どもの居場所などで受け入れを行ってきた。一方で、生活に関する支援や食事の提供等の包括的な支援を行う子どもの居場所は、運営面などの課題もあり、実施箇所数や支援内容も限られている。このため、本事業に取り組むNPO法人等の地域活動団体に対し、事業費の助成を行うものである。

3 児童育成支援拠点事業費助成の概要

本区における児童育成支援拠点事業については、国の児童育成支援拠点事業ガイドラインに沿った支援を適切に実施できる体制を有すると認めら

れるNPO法人等の地域活動団体に対し、事業費助成を行うものである。

(1) 支援内容

課題を抱える児童等の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、以下の支援を包括的に実施するもの

- ア 安全・安心な居場所の提供
- イ 生活習慣の形成
- ウ 学習の支援
- エ 食事の提供
- オ 課外活動の提供
- カ 学校、医療機関、地域活動団体等の関係機関との連携
- キ 保護者への情報提供、相談支援

(2) 支援対象者

- ア 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に小・中学生及びその保護者等
- イ その他、事業の目的に鑑みて、区が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に小・中学生及びその保護者

(3) 定員

養育環境に課題を抱える児童に対して十分な支援を提供する観点から、おおむね20人とする。

(4) 職員配置等

支援の実施に当たり、以下の職員を配置すること。なお、ア又はイのうち1人以上は、必ず常勤職員とし、利用者や関係機関との信頼関係の構築に努めること。また、児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。

ア 管理者

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、行政機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う。

イ 支援員

児童や保護者への支援等を行う。

(5) 開所日時

週4日以上（土日のいずれか1日含む。）

原則、平日14時～20時、授業の休業日10時～20時

(6) 実施場所

事業実施団体の計画による。

(7) 施設・設備

本事業を実施する場所には、開所時間中に児童が集まることができる

専用のスペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。

(8) その他

国の児童育成支援拠点事業実施要綱・ガイドラインによるものとする。

4 予算措置（令和8年度当初予算案に計上）

(1) 歳入 9,692 千円

(内訳)

国子ども・子育て支援交付金 (1/3 補助) 4,846 千円

東京都子ども・子育て支援交付金 (1/3 補助) 4,846 千円

(2) 歳出 19,145 千円

(内訳)

開設準備経費(10/10 補助) 4,160 千円

運営経費 (10/10 補助) 14,985 千円 (2,497,500 円×6 か月)

令和8年10月からの運営経費を予算案に計上

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月 NPO法人等の団体募集開始

5月 募集締切

6月 事業者決定

10月 運営開始

6 周知方法

令和8年4月頃に広報かつしか及び区公式ホームページにて周知する。

私立保育施設に対する補助事業の拡大等について

子育て施設支援課

1 概要

私立保育施設に対する補助事業の拡大等を行うことで、更なる子育て支援策の充実を図るもの

2 主な内容

(1) ICT化推進事業

ア 概要

これまで保育業務支援システムの導入に係る補助を実施してきたが、これに加え同システムの維持管理・更新に係る補助を実施するもの

イ 対象施設

認可保育所、幼保連携型認定こども園、認証保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業者、認可外保育施設

ウ 予算措置（令和8年度当初予算案に計上）

歳出 17,775 千円

(2) 特色ある幼児教育推進事業

ア 概要

これまで同一の取組内容での補助期限を原則2年までとしていたが、補助期限が経過した取組に対しても補助を継続して実施することで、各園が取組を継続的に実践できる体制を整える。また、他園の特色ある幼児教育を参考にして自園で実践する取組に対しても補助を実施することで、好事例の横展開を図るもの

イ 対象施設

認定こども園、幼稚園

ウ 予算措置（令和8年度当初予算案に計上）

歳出 52,460 千円（内、拡大分 20,460 千円）

(3) 保育サービス推進事業（アレルギー児対応）

ア 概要

これまでアレルギー対応を必要とする児童に係る補助について、東京都の保育サービス推進事業補助金を活用して、保育認定（2・3号認定）の児童数に応じて補助を行ってきたが、東京都が対象としない

教育認定（1号認定）の児童数も加えた児童数に応じて補助を行うもの

イ 対象施設

認定こども園

ウ 予算措置（令和8年度当初予算案に計上）

歳出 3,960 千円

（4）就職・転職フェア

ア 概要

これまで保育施設に対する人材確保策として、就職・転職フェアを実施してきたが、教育施設においても人材確保が困難な状況にあることから、教育施設も含めた人材確保策として、就職・転職フェアを実施するもの

イ 対象施設

認定こども園、幼稚園

ウ 予算措置（令和8年度当初予算案に計上）

歳出 4,743 千円

（5）認証保育所等における利用者負担軽減額の拡大

ア 概要

認証保育所、認可外保育施設の利用者負担額の補助について、補助上限額を50,660円から80,000円に増額するもの

イ 対象施設

認証保育所、認可外保育施設

ウ 予算措置（令和8年度当初予算案に計上）

歳入 278,375 千円（内、拡大分 78,024 千円）

認可外保育施設利用支援事業補助金（都補助1／2）等

歳出 390,320 千円（内、拡大分 143,150 千円）

家庭的保育事業所の廃止について

子育て施設支援課

1 趣旨

石井保育ルーム Smile が廃止するため報告するもの

2 施設概要

- (1) 名称 石井保育ルーム Smile
(家庭的保育事業者 石井 早百合)
- (2) 所在地 東四つ木三丁目 14 番 8 号
- (3) 定員 5名

3 廃止日

令和8年4月1日（予定）

4 廃止理由

一身上の都合ため、事業を廃止するもの

5 入所児童（令和8年2月19日時点）

1歳児クラス2名、2歳児クラス2名

（1歳児クラス1名及び2歳児クラス2名は令和8年4月から他施設へ入所内定。1歳児クラス1名は保育施設への入所申込なし。）

（参考）施設所在地



社会的養護自立支援拠点事業の実施について

児童相談課

1 概要

児童養護施設や里親等のもとを離れた社会的養護経験者（ケアリーバー）等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を設けるとともに、必要な情報の提供、相談及び社会的養護経験者等の支援に関する関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行う社会的養護自立支援拠点事業を実施するもの

2 事業内容

(1) 相互交流の場の提供

2か月に一度程度、ケアリーバーが気軽に集まれる交流会を実施

(2) 相談窓口の設置

対面・電話（週3日、1日4時間）のほか、常時メールやSNSで相談を受付ける。

(3) 生活補助支援

生活全般の手続きの補助、同行支援などを通じて、自立生活がスムーズに営めるように、寄り添いながら支援を実施

3 実施体制

民間事業者へ委託して実施する。

4 予算措置（令和8年度当初予算案に計上）

(1) 歳入 3,761千円

安心子ども基金（補助率1／2） 3,761千円

(2) 歳出 7,646千円

委託料 7,524千円

報償費等 122千円

5 令和8年度のスケジュール（予定）

(1) プロポーザル選定委員会 4月～8月

(2) 契約締結、事業実施準備 10月

(3) 事業開始 11月